

平成 23 年度

自己点検・評価報告書

平成 24(2012)年 3 月

了徳寺大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革と現況 . . . . .	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .	5
基準 1 使命・目的等 . . . . .	5
基準 2 学修と教授 . . . . .	13
基準 3 経営・管理と財務 . . . . .	56
基準 4 自己点検・評価 . . . . .	72
平成 23 年度 自己点検・評価報告書（データ編） . . . . .	79

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 了徳寺大学開学の理念

了徳寺大学は、平成 18(2006)年 4 月に、芸術と健康科学の 2 学部からなる大学として設置した。了徳寺健二理事長は、これより先すでに 6 年間にわたり、学校法人了徳寺学園のもとに、平成 12(2000)年に両国柔整鍼灸専門学校を、さらに平成 14(2002)年には両国リハビリテーション専門学校を設置し、学生の人格を最大限尊重し、学生に自信と誇りを持たせることを教育目標として、医療技術と人間性を兼ね備えた柔道整復師、はり師、きゅう師、理学療法士の養成に当たってきた。この経験を基に、了徳寺健二が発起人となり別法人を設立し、「芸術と医療の融合」を開学の理念として新浦安の地に設置したのが了徳寺大学である。

明治以来の近代化、及び第 2 次大戦以降の経済発展の過程で、我が国は多くの欧米の文化を受容してきたが、その一方で自国の伝統文化芸術を軽んじてきた嫌いがある。経済成長のもたらした物質的豊かさの反面、これと反比例するような精神的貧困を示す社会現象が顕著な傾向にある現代にあっては、我が国固有の文化芸術を再認識し得る教育の場を築き、日本人の心のありか、ゆとりといった精神文化を回復することが急務である。

一方、現在の我が国においては高齢化の進行とともに、疾病の予防や体力向上等の健康への関心が高まり、在宅ケアの進展などに伴い保健医療に対する要求が増大している。とりわけ、浦安市のある千葉県北西部では、高度成長期に全国各地から転居してきた人々の高齢化により、核家族世帯の多いことから生じる高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯が増加する傾向にある。このため、これらの人々に対して多様な保健医療福祉サービスが必要になりつつあり、特に、高齢化に伴い生じる身体機能に障害をもつ人々に対する医療機関や地域社会での質の高いリハビリテーションサービスが求められている。

こうした社会的要請に答えていくため、学校法人了徳寺大学は、「将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝える文化芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与する」(学則第 1 条)ことを目的とした日本文化芸術学部日本文化芸術学科、及び「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与する」(同上)ことを目的とした健康科学部理学療法学科の 2 学部 2 学科を擁する了徳寺大学を設置したものである。

しかしながら、日本文化芸術学部日本文化芸術学科は開学時から入学定員に大幅な欠員を生じた。この事態を受け、より広範囲な受験生の選択の対象となり得るよう、芸術学部美術学科と改称するとともに定員を縮小したが、これをもって定員割れの解消が困難であることから、平成 23(2011)年度より学生募集の停止に踏み切った。

芸術学部の定員縮小及び募集停止に伴い、この振替として健康科学部に平成 19(2007)年度に整復医療・トレーナー学科を、平成 23(2011)年度に看護学科を増設した。

整復医療・トレーナー学科は、柔道整復学を学ぶ中でアスレティックトレーナーの学習が可能となることを学科の教育目標としている。

看護学科は、本学が掲げる「医療と芸術の融合」を基本理念とし、芸術の学修を通して豊かな感性を養い、看護学の発展及び保健医療福祉に貢献できる人材を育成するという特

色ある教育を目指している。

## 2. 本学の特徴

本学は、前述のごとく「医療と芸術の融合」を基本理念として、日本文化芸術学部と健康科学部の2学部からなる大学として設置した。日本文化芸術学部はその後名称変更を経て、平成23(2011)年度から募集停止のやむなきに至ったが、今年度現在では、2年次から4年次までの学生に対して開学の理念に沿った教育を行っている。

### ア 芸術学部

芸術学部は美術学科1学科からなり、その教育の目的とするところは、「歴史と伝統に根ざした今日的芸術表現を研究開発し実践する芸術家を育成する。」(学則第3条の2第1項)ことにある。教育課程を次の5分野に分類し、各コースそれぞれ個性豊かな教育を目指している。

#### (ア) 日本画コース

先人が長い時間の中で築き上げた伝統を基礎として、発展性豊かな素材の使い方や表現方法を習得・開拓して新しい時代の日本画を創出し、これを世界に向けて発信してゆくことを目指すコースである。

#### (イ) 日本文化芸術書道コース

書は自己の気持ちを表現する人間味豊かな芸術である。このコースでは、精神性の高い書を学び、書の能力を高めるとともに、看板やポスターといった広告媒体にも生かせるよう、文字を芸術としてデザインできる人材を育成する。

#### (ウ) 日本文化華道造形コース

日本の伝統文化である「いけばな」を基礎とした現代的で新しいいけばなの創造を目指す国内では稀なコースである。いけばな表現を修得し、生命の尊厳を理解でき、創造的共生の思考性を持つ人材を育成する。

#### (エ) 油絵コース

西欧からもたらされた表現・技法を基盤に、21世紀の新たな表現を目指すコースである。誰しもが持つ才能を喜びに変え、人に伝達する方法を、油絵という扱いやすい画材を出発点に、1年次の専門的基礎からはじめて、2年次の新しい知識の導入、3年次の創造への応用を経て、4年次のパーソナルの確立という流れの中で学ぶ。

#### (オ) こころアートコース

形や色で自分を表現し、人間のこころの深い部分に語りかける力を持つ「美術」を媒体として、「こころ」の問題の改善と予防に役立てることのできる人材を育成する。

### イ 健康科学部

#### (ア) 理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、学則第3条の2第2項に、「医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。

これに基づき、理学療法学科では、「豊かな人間性と倫理観、確かな知識・技術を備え、医療の高度化に対応した理学療法を提供することで、複雑・多様化する国民の保健・医療・

福祉分野のニーズに応えることができる専門家を育成する」こととし、これをホームページ上に公表している。

#### (イ) 整復医療・トレーナー学科

整復医療・トレーナー学科の教育目的は、学則第3条の2第3項に、「超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学、アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。

これに基づき、整復医療・トレーナー学科では、「豊かな人間性を有し、整復医療を中心に保健・医療・福祉、スポーツ医科学の分野で健康管理をサポートできる、優れた知識と技術を身につけた指導的人材を育成する」こととし、これをホームページ上に公表している。

#### (ウ) 看護学科

看護学科の教育目的は、学則第3条の2第4項に「医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。

これに基づき、看護学科では、「豊かな人間性を培い、特に芸術を通して感性を育むとともに、看護の専門知識・技術、専門職としての誇りを身につけ、将来指導的立場に立って看護の役割と責任を果たし、変化する地域社会の医療・福祉に貢献できる人材を育成する」こととし、これをホームページ上に公表している。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

平成 17(2005)年 12 月	学校法人了徳寺大学設立
平成 17(2005)年 12 月	了徳寺大学設置
平成 18(2006)年 4 月	了徳寺大学開学 日本文化芸術学部 日本文化芸術学科を設置 健康科学部 理学療法学科を設置
平成 19(2007)年 4 月	日本文化芸術学部日本文化芸術学科を芸術学部美術学科に名称変更
平成 19(2007)年 4 月	健康科学部に整復医療・トレーナー学科を設置
平成 21(2009)年 10 月	了徳寺大学スポーツパーク開設
平成 23(2011)年 4 月	芸術学部美術学科の学生募集停止
平成 23(2011)年 4 月	健康科学部に看護学科を設置

### 2. 本学の現況

- ・大学名 了徳寺大学
- ・所在地 浦安キャンパス 〒279-8567 千葉県浦安市明海五丁目8番1号  
スポーツパーク 〒265-0043 千葉県千葉市若葉区中田町2189
- ・学部の構成 芸術学部 美術学科  
健康科学部 理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科

了徳寺大学

表1 学生数 (平成23(2011)年5月1日現在)

(単位：人)

学部	学科	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	合計	備考
芸術学部	美術学科	0	120	—	13	19	30	62	平成23年度募集停止
芸術学部 計		0	120	—	13	19	30	62	
健康科学部	理学療法学科	80	320	104	98	87	120	409	
	整復医療・トレーナー学科	80	320	101	103	97	113	414	
	看護学科	80	80	104	—	—	—	104	平成23年度設置
健康科学部 計		240	720	309	201	184	233	927	
合計		240	840	309	214	203	263	989	

表2 教員数 (平成23(2011)年5月1日現在)

(単位：人)

学部	学科	専任教員					助手	合計
		教授	准教授	講師	助教	計		
芸術学部	美術学科	7	4	0	0	11	3	14
芸術学部 計		7	4	0	0	11	3	14
健康科学部	理学療法学科	10	2	2	7	21	2	23
	整復医療・トレーナー学科	8	5	3	1	17	6	23
	看護学科	6	6	0	2	14	0	14
健康科学部 計		24	13	5	10	52	8	60
合計		31	17	5	10	63	11	74

表3 職員数 (平成23(2011)年5月1日現在)

(単位：人)

正職員	嘱託	パート	派遣	合計
38	0	32	0	70

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

了徳寺大学は「医療と芸術の融合」（「開学の理念」より）を建学の基本理念とし、芸術学部と健康科学部の2学部からなる大学である。その設置目的は、学則第1条に明確に規定されている。また、各学科の教育目的も学則第3条に具体的かつ明確に規定されている。次節にこれらの本文を記載する。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学において「開学の理念」「教育理念」「設置目的」「教育目的」がすべて明文化されており、それぞれ以下のとおりである。

###### 「開学の理念」

了徳寺大学は、日本固有の美や和の精神を継承し、  
この国と国民が、新たな価値を生み出すために、  
未来を拓く若人に、美しい環境と真摯に学ぶ場を提供する。  
いつも自立の心と連帯を重んじ、  
いかなる時も希望を持ち、友愛を深める人を目指す。  
そして地域、国、やがて世界へ貢献することを誓い、開学する。

校章の四葉は、「自立、連帯、希望、友愛」をあらわし、  
周囲をめぐる帯には、和の心をこめる。  
医療と芸術の融合による新たな社会創造に向かい、  
我々の熱き思いを継ぐ人々の恒久の学府たらん事を希求する。

###### 「教育理念」

戦後60年、私たちの「日本」は、世界屈指の豊かな国に成長しました。その一方で、その豊かさの本質が問われる時代を迎えています。昭和という混迷と奇跡の時代を生き抜き、先人の血のにじむような努力の結果得た繁栄の陰で経済的豊かさと共に顕著となってきた「心の貧困」。

また、国際化やボーダーレスにより受容枠が増大した欧米文化の影響。私たちの社会生活から文化芸術、教育に至るまで、これに負う部分は極めて大きいのが現状です。しかし、日本特有の精神や表現様式、あるいは美意識といったものを大事にしようと言う叫びにも似た声を感じます。

わが国の伝統的文化や芸術に対する強い関心と蓄積、この国と、国民が自信をもって誇れる日本文化芸術の新たな伝統となるべきものを生み出すために、私たちはその第一歩を力強く踏み出したいと思えます。

伝統文化を真摯に学ぶ場を提供し、期待に応え得る人材の育成を目指し了徳寺大学は開学します。

さらに我が国は、かつて経験したことのないスピードで高齢化が進み、健康科学への関心が高まり、保健医療に対する要求が増大しています。これらを担う人材の養成が急務となっているのです。

来るべき社会を見据えながら、このような保健医療福祉の社会的要請に的確に対応していくためには、高度な研究・教育機能を備えた大学の設置が不可欠と判断し、人材育成を行うと共に、地域との連携、保健医療福祉現場等との共同研究、国際的な学術交流・芸術交流を行い、開かれた大学として我が国の発展に寄与し、世界に貢献することを目指して、了徳寺大学は健康医療分野でのトップランナーになることを目標に掲げます。

皆さんが「了徳寺に入って良かった」と満足していただける大学、地域の方が「この街には了徳寺大学があります」と誇りにしていただける大学、そのような大学に育ててゆくのが私たちの夢であり責務でもあります。皆さんには、本学で学んだことへの自信と、誇りを持って社会に巣立っていただきたいと願っております。

「自信」と「誇り」それこそが、真に豊かな国「日本」を創り上げると私たちは信じております。

### 「設置目的」

了徳寺大学は将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与するとともに、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。(学則第1条)

### 「教育目的」

芸術学部は美術学科1学科、健康科学部は理学療法学科、整復医療・トレーナー学科および看護学科の3学科をもって構成されるが、各学科の教育目的は学則第3条に次のとおり規定されている。

- (1) 芸術学部美術学科は、歴史と伝統に根ざした今日的芸術表現を研究開発し実践する芸術家を育成する。
- (2) 健康科学部理学療法学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (3) 健康科学部整復医療・トレーナー学科は、超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (4) 健康科学部看護学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する。



### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

開学の理念は『学生便覧』、ホームページ、本館エントランスホール（9 ページ）、教職員証に明文化され、大学の目的は学則第 1 条に、また各学科の教育目的は学則第 3 条に明文化されている。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「医療と芸術の融合」を目指す科目として美術学科の教育課程に「芸術療法概論」「臨床心理学」の 2 科目を置いて発足した。さらに、平成 20(2008)年度には、同じ教育課程に美術を媒体としてこのころの問題を学習する「こころアートコース」を新設した。また、開学と同時に「芸術と健康研究会」を設立し、芸術学部及び健康科学部の教員の共同研究を開始した。新設の看護学科は「感性豊かな看護のスペシャリストの育成」をその教育目的に謳っており、平成 23(2011)年度に策定された同学科の「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) (以下「三つの方針」と略す)の一部としての「教育目的」の項にも、「芸術を通して感性、創造性、豊かな人間性を育み、変化する地域社会・医療・福祉の状況に貢献できる人材を育成する」との文言に明文化されている。この理念のもとに、すでに 1 年次の教養教育科目として「芸術表現Ⅰ（こころアート）」「芸術表現Ⅱ（書道）」「芸術表現Ⅲ（華道）」の計 3 科目の授業が実施されており、今後、この理念が看護学科の教育において具体的な実りを迎えようとしている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《 1-2 の視点 》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は高等教育の有する七つの機能を挙げているが、本学の場合には、芸術学部にあつては「特定の専門的分野（芸術）の教育・研究」、健康科学部にあつては、三つの医療分野における「高度専門職業人の育成」に比重を置くことによってその特色が明らかになっている。その特色は学則第 1 条に 3 学科がそれぞれの分野における「専門職を育成する」という形で明示されている。

さらに、学則に定める教育目的に沿って 3 学科それぞれが独自の三つの方針を定め、これをホームページに明示している。新設の看護学科にあつては、同学科の特色である「芸術を通して感性、創造性、豊かな人間性を育む」という学位授与の方針をその中に明示している。

#### 1-2-② 法令への適合

学則に定める本学の「設置目的」は、芸術学部にあつては「文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る文化芸術家を育成することにより、日本の文化向上に寄与する」こと、

また、健康科学部にあっては「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、わが国の保健医療の増進に寄与する」ことを目的としている。これらは、大学は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し」、「その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」という学校教育法第 83 条に適合している。また、本学の「設置目的」「教育目的」を学則に定め、それらに基づいた三つの方針をホームページに公表しており、このことは学校教育法施行規則 172 条の 2 に定める「教育研究上の目的の公表」に適合している。

### 1-2-③ 変化への対応

本学は、開学 6 年を経過する中で、次のとおり大学に対する需要の変化へ対応してきた。すなわち前述のとおり (1 ページ)、開学初年度である平成 18(2006)年度に日本文化芸術学部的大幅な定員割れを生じた際、より広範囲の芸術系学生の選択対象となるべく学部学科名の変更を行ったのと並行して、同学部の定員のうち 80 人を振り替えて整備医療・トレーナー学科を設置したが、このことは保健医療福祉に対する社会の要請が大であることに鑑みての対応に他ならない。さらに、平成 23(2011)年度には芸術学部が募集停止のやむなきに至ったが、この際に一部その定員を振り替えて新たに看護学科を設置したことも、同じく保健医療福祉に対する社会的要請の増大に対する対応である。

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

芸術学部及び健康科学部の個性・特色は学則に明確にされており、学部編成の変更に対応して、開学の理念を新しい形で生かすべく、新設看護学科の教育目標に「感性豊かな看護のスペシャリストの育成」を掲げ、これを同学科の学位授与の方針の中で明文化している。

#### (3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本年度は、開学以来 5 年余の経験にたってカリキュラム改正を論議してきたが、これまでの議論を、平成 23(2011)年 9 月に策定された三つの方針との整合性を確認することによって、より一貫性を持った教育課程の編成を試み、その過程で明確になる問題を勘案しつつ教育目的、三つの方針に再検討を加える予定である。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 《 1-3 の視点 》

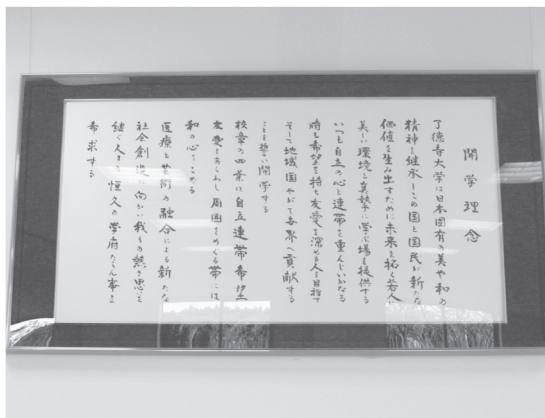
#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

平成 22(2010)年 8 月 19 日に同年度第 1 回 FD 研修会として、立命館大学教育開発推進機構の沖裕貴教授による講演「教育の質の保証を目指して—三つのポリシーの策定とその実

現方策」とそれ続いて三つの方針の策定のためのワークショップを開催した。これが本学における初の三つの方針の策定であった。その後 FD 委員会（平成 23(2011)年に授業改善委員会と改称）を中心に作業を続けるとともに、平成 23(2011)年 8 月 25 日、同年 9 月 14 日の 2 回にわたってワークショップを開催し、「開学の理念」、学則に明示される「教育目的」を踏まえた上で、学部、学科の教育目的、目標、三つの方針の策定に当たった。3 回にわたる全学 FD 研修会（ワークショップ）の出席者は第 1 回が教員 27 人（参加率 49%）、第 2 回、第 3 回はともに 45 人（参加率 61%）であり、教員間の理解は浸透していると考えられる。また、策定作業とその内容のあらましについて、平成 23(2011)年 9 月 7 日開催の理事会及び評議員会において報告するとともに、最終案については、同年 9 月 20 日の教授会で議決ののち、理事会の承認を得た。

### 1-3-② 学内外への周知

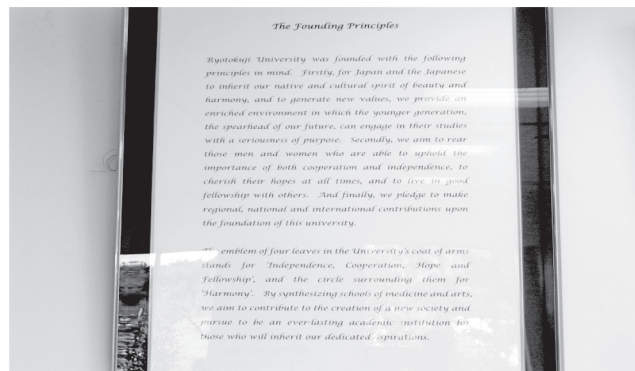
「開学の理念」は『学生便覧』、『大学案内』、和文、漢文、英文でホームページ及び本館エントランスホールに掲示してある（図 1-3-1）。また教職員間に「開学の理念」の徹底を図るためこれを印刷のうえ、教職員身分証の裏面にも貼付してある。「教育理念」についてはホームページに掲載してある。



開学の理念（和文）



開学の理念（漢文）



開学の理念（英文）

図 1-3-1 開学の理念（本館エントランスホール）

### 1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

前述のごとく平成 23(2011) 年 9 月には、開学の理念、学則に定める大学の設置目的、学科の教育目的を踏まえつつ三つの方針を策定した。特に「学位授与の方針」の策定に際しては、開学の理念と、学則に定める設置目的及び教育目的との整合性に留意し、これらを反映する形で方針の作成に当たった。完成版についても表形式を採用し、開学の理念、設置目的、教育目的を最上欄にかかげ各学科の方針との整合性を明確にした。

本学の中期的な計画としては、現在大学院設置の検討を開始したところである。計画実現のため「大学院構想検討プロジェクト会議」を発足させ、これまでに平成 23(2011)年 8 月 4 日(木)、同 10 月 14 日(金)の 2 回にわたり会合を持ち、了徳寺大学開学の理念をうけて、「自立と連帯を重んじ世界へ貢献する」ことを大学院の開学の理念とすることを検討している。

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、芸術学部、健康科学部、及び教養教育センター、医学教育センター、情報処理センター、附属図書館、附属総合文化研究所からなる(図 1-3-2)。このうち医学教育センターは健康科学部内の組織であり、センター長は健康科学部長が兼任する。

芸術学部は美術学科 1 学科のみからなるが、日本画、日本文化(芸術書道)、日本文化(華道造形)、油絵、こころアートの 5 コースがあり、独自の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」に則って、専門基礎教育、専門教育が行われている。

教養教育センターは芸術、健康科学両学部の教養教育を担当する。健康科学部は理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科の 3 学科よりなるが、全学科の専門基礎教育を医学教育センターが、専門教育を各学科が担っている。

総合文化研究所は前身の芸術文化研究所と芸術と健康研究会が合併し、開設した研究所である。この研究所の目的は、「医療と芸術の融合による新たな文化の創造を目指し、人文、芸術、健康科学各領域の学際的な提携による総合的、複合的な研究を行い、ひろく国際化に対応し得る教育・文化活動の高揚発展に寄与することを目的とする」(了徳寺大学附属総合文化研究所規程) ことであり、本学の開学の理念の具現化を目指している。

研究成果として研究紀要(平成 24(2012)年 3 月創刊)の発刊のほか、研究員による授業用教材の刊行等を行い、積極的に教育・文化活動の発展に寄与している。また、平成 23(2011)年度には、台湾開南大學との学術交流、研究所主催の「癒しの芸術展」の開催、「第 1 回了徳寺大学附属総合文化研究所研究発表大会」の開催等積極的に活動を行っている。

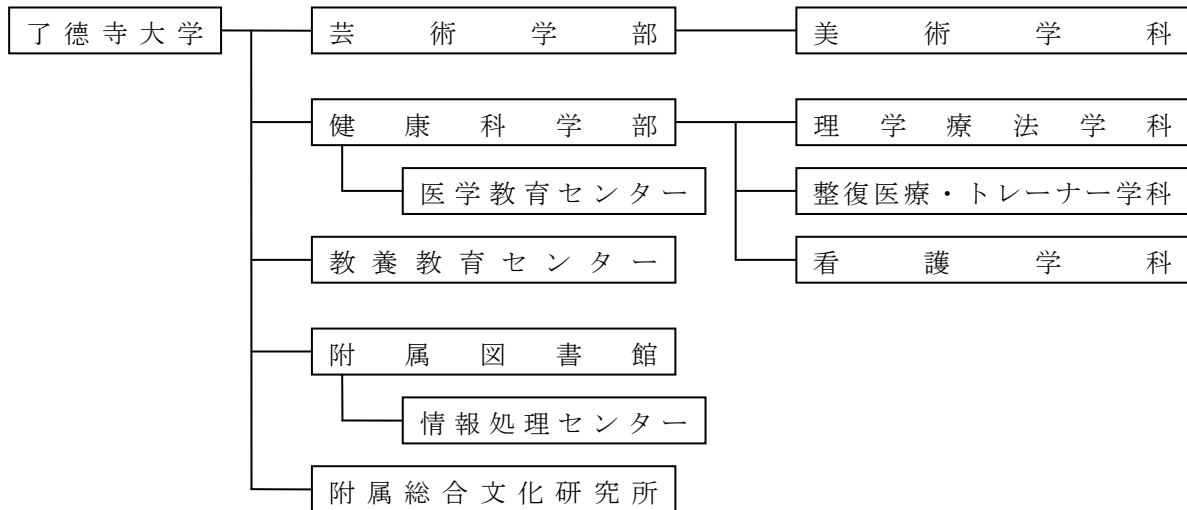


図 1-3-2 了徳寺大学教育研究組織

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①については、授業改善委員会が主催する教職員研修会において三つの方針の策定が行われており、その結果を理事会でも報告し、賛同を得ていることから「役員、教職員の理解と支持」が得られていると考えられる。

1-3-②については、ホームページ等を通じて、開学の理念、設置目的、教育目的の「学内外への周知」が行われている。

1-3-③については、大学院設置計画に開学の理念の継承が図られているほか、三つの方針に関しては、その作成段階において開学の理念等を十分に踏まえたのみならず、「学位授与の方針」を表形式で公開し、その上欄に開学の理念、教育目的等を掲げることによって、「三つの方針への使命・目的及び教育目的の反映」が行われていることを明示した。

1-3-④については、教養教育、医学教育両センター、各学科によって教養教育、専門基礎教育、専門教育が分担されているが、「使命・目的及び教育目的」はそれらの教育研究組織の三つの方針に反映され、表形式でこれらを公表することによって、「使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性」を明らかにしている。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

1-3-③に記述のとおり、将来計画として、大学院を看護学科の完成に合わせて設置すべく検討中である。

開学の理念には「地域、国、やがて世界へ貢献する」ことが謳われており、今後、これらの活動が期待されているところである。本年度より看護学科が設置され、既設 2 学科とあわせて医療系 3 学科を擁するに至ったことから、浦安市当局や、同市に数多く存在するマンション群の住宅管理組会連合会との連携のもとに、健康科学・医療分野において本学の特色を生かした地域貢献プロジェクトを立ち上げることを現在検討中である。



### **【基準1の自己評価】**

基準項目 1-1～1-3 の自己判定を総合的に勘案すれば、基準 1 を満たしているが、各基準項目について次のことを実現しなければならない。

#### **1. 基準項目 1-1 について**

新設の看護学科の教育目的に受け継がれた「医療と芸術の融合」の開学の理念が、実際に「感性豊かな看護師」を育成するという教育成果を生むための教育努力を積み重ねていかなければならない。

#### **2. 基準項目 1-2 について**

平成 23(2011)年度は三つの方針の策定を行ったが、これをもって終わりとすることなく、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の相互の関連性を勘案し、時代の変化に応じた方針の修正、あるいは教育課程の編成の改善等、不断の改善努力を来年度以降も行う予定である。

#### **3. 基準項目 1-3 について**

②については、三つの方針がすでにホームページに公表されているが、来年度には『大学案内』の冊子にも掲載の予定である。また、学生募集活動する組織として開発部が存在し、所属職員の高校訪問に際して本学の「方針」について口頭でも説明している。今後は本学の教育目的、方針の周知をさらに徹底していく。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、本学の開学の理念・教育理念に則り健康科学部の各学科で入学者受入れの方針を定めている。

##### 〔理学療法学科〕

- ・本学の開学の理念である「自立・連帯・希望・友愛」の精神を理解できる者
- ・本学に入学する強い意志があり、入学後も目標に向かい最後まで物事を成し遂げようとする努力ができる者
- ・学習に対する積極性を持ち、保健医療福祉を学ぶための基礎学力を有する者

##### 〔整復医療・トレーナー学科〕

- ・本学の開学の理念である「自立・連帯・希望・友愛」の精神を理解できる者
- ・柔道整復学に対する科学的探究心を有し、独立開業やスポーツ分野、医療施設、教育機関などで活躍する将来展望を明確に有している者
- ・基礎学力とコミュニケーション能力を有し、これまでのスポーツ等の活動経験を活かして社会貢献するという強い意志のある者

##### 〔看護学科〕

- ・本学の開学の理念である「自立・連帯・希望・友愛」の精神を理解できる者
- ・人への思いやりがあり、人間の尊厳を重視できる看護専門職業人になることを目指す者
- ・医療・看護・福祉に関心があり、社会貢献するという強い意志のある者

このような入学者受入れの方針を周知するため、『大学案内』やホームページで開学の理念・教育理念を明示するだけでなく、受験者、受験者の保護者を対象としたオープンキャンパス、会場説明会、高校説明会を複数回開催して、詳細に説明を行っている。さらに、本学独自のシステムとして、開学当初より事務局開発部の職員が、千葉県、東京都内の高等学校のみではなく、東北、関東、甲信越、静岡県の高等学校を個別に訪問して、詳細に説明を行っている。

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学で実施する入学試験方法は、一般入試（A日程・B日程）、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、公募型高校推薦入試、指定校推薦入試、社会人特別入試、A0入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）の10方法である。平成23(2011)年度入試よりA0Ⅰ期では3日程の試験日を設定している。他大学の試験日と重複しても受験できる機会をより多くの受験生に与えたいという理由からである。社会人特別入試は、本学の入学者受入れの方針に適合する学生を幅広く募集するために平成23(2011)年度入試から新たな取り組みとして設けた。各入学試験区分の選考方法と試験科目を表2-1-1に示す。

表 2-1-1 各入学試験区分の選考方法と試験科目

入試区分	選考方法・試験科目
一般 (A 日程・B 日程)	<p>学科試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。スカラシップ入学試験を兼ねる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学科試験は、英語・数学・国語の中から 2 科目を当日試験場で選択して解答。マークシート方式。 英語：英語Ⅰ・英語Ⅱ（リスニングを除く） 数学：数学Ⅰ・数学ⅠA 国語：近代以降の文章（古文漢文を除く）</li> <li>・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。</li> </ul>
大学入試センター試験利用 (前期・後期)	<p>センター試験結果、出願書類を総合して判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国語（古典は除く）又は外国語（英語（リスニングは除く）・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語）から 1 科目。</li> <li>・数学（数Ⅰ・ⅠA・Ⅱ・ⅡB）、理科（理科総合A・理科総合B・生物Ⅰ・化学Ⅰ・物理Ⅰ・地学Ⅰ）、地理・歴史・公民（世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治経済）から 2 科目選択の計 3 科目。※地理・歴史・公民から 2 科目は選択不可。</li> </ul> <p>※いずれの科目を選択しても、満点を 100 点に換算して判定に利用する。スカラシップ入学試験を兼ねる。</p>
公募型高校推薦	<p>基礎力評価試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。高等学校在学中の学習態度・成績を中心として、基礎的な学力や個人面接の結果を加味して総合的に判断し、合否を決める試験である。なお、公募型高校推薦入試においては、願書出願時点における高等学校の全科目の評定平均値が 3.0 以上と定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎力評価試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験である。</li> <li>・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。</li> </ul>
指定校推薦	<p>出願書類、小論文、個人面接の結果を総合して判定する。本学の指定校制度は、高等学校における学業成績が優秀で、かつ、本学への入学を強く希望し、入学後の勉学、学生生活に対する明確な志向と意欲を持つ生徒を高等学校長の推薦により、特別枠での受験を許可する制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小論文は、当日与えられた課題に対して、制限文字数内で適切に論述する試験である。</li> <li>・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。</li> </ul>
社会人特別	<p>基礎力評価試験、個人面接、出願書類の結果を総合して判定する。健康科学部において、社会経験を活かして、医療分野に進みたいと考える社会人を対象に、入学試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎力評価試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験である。</li> <li>・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。</li> </ul>



<p>A0 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)</p>	<p>基礎力評価試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。出願に際して「参加証明書」あるいは「事前課題」を出願書類とともに提出する。「参加証明書」は、オープンキャンパス又は説明会・個人見学に参加した者に発行する。「事前課題」は、日程・地理上の理由でオープンキャンパス又は説明会・個人見学に参加できなかった者に対する大学ホームページ掲載の学科毎の課題である。</p> <p>A0 入学試験は、出願者側の求める大学像と大学側の求める学生像（アドミッションポリシー）を照らし合わせて進学・合否を決める入試方法である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎力評価試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験である。</li> <li>・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生生活への意欲を質問する。</li> </ul>
--------------------------	--

大学入試センター試験利用入試（前期・後期）以外の入学試験では、個人面接試験を実施している。個人面接試験では、「面接要綱」を作成し、将来医療従事者に必要なコミュニケーション能力をみるため、様々な角度から志望動機や大学生生活への意欲を質問している。面接時の質問については質問例を作成し、受験生間で質問内容に大きな差異が生じないように取り組んでいる。また、面接要綱の内容に関しては、適切な面接試験実施のために毎年改定を行っている。

本学での学修に興味・関心を持つ優秀な学生を募集する目的で、スカラシップ（特待生）入学試験を一般入試（A日程・B日程）と大学入試センター試験利用入試（前期・後期）とで実施している。特待生の定義、対象、特典、選出基準については、各年度の募集要項に明記している。さらに、2年次以降の特待生制度も設けており、簡単ではあるがその内容も募集要項の中で明記している。

本学では、「了徳寺大学入学者選抜規程」に則り、入学者選抜のための入試方式案を、学長を議長とする入学試験本部会議で策定する。さらに、入学試験本部会議直轄の専門委員として学力検査委員、論理的思考力検査委員、人物考査委員、調査書審査委員を学部長等が推薦して選出し、入学試験問題と入学者選考基準を作成し、それぞれの検査に携わっている。教授会の審議事項となる入学合否判定案は入学試験本部会議において作成され、健康科学部にふさわしい学生の確保を図っている。

本学の学生募集活動に携わる組織は、入学試験本部会議、開発部、入試広報課、学生募集委員会、入学試験委員会がある。そして、学生募集委員会、開発部、入試広報課が連携して、入学者受入れの方針の明確化と周知を図っている。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の学部・学科における収容定員、入学定員はデータ編表-4のとおりであり、在籍学生数は収容定員を満たしている。収容定員と入学定員に沿って、在学生数の適切な管理に努めていると言える。

基準 2-1-②と関連する本学独自の部署として開発部がある。開発部では、各地の高等学校を個別に訪問し、入学者受入れの方針などの説明を行っている。そして、訪問結果の報告を即座に大学に送るシステムを採っている。その報告書は1年間で数百頁に及び、学生

募集活動の基礎資料となっている。この募集活動の結果、入学定員の確保が厳しい昨今において、明らかに開発部の活動が学生数の維持につながっており、健康科学部では入学定員を満たしている。

### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学健康科学部は各学科の入学者受入れの方針を明確に定め、公表している。入学者選抜については、適切な体制を整え、入学者受入れの方針に沿って公正かつ妥当な方法により実施している。入試区分は、受験生の学力を測るため、AO 入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、公募型高校推薦入試、社会人特別入試では基礎力評価試験、一般入試（A 日程・B 日程）では学科試験を実施している。

本学の入試方式は入学試験本部会議で策定し、入学試験委員会を中心にして試験の実施や改善の方策を検討している。また、各入試の態様に応じて学力検査委員、論理的思考力検査委員、人物考査委員、調査書審査委員の各専門委員を置いている。

過去 4 年間の定員充足率は、学生募集停止となった美術学科以外の学科では、119%～130%となっており、健康科学部各学科の在籍学生数は定員を確保している（表 2-1-2）。

表 2-1-2 定員充足率（平成 20(2008)年度～平成 23(2011)年度）

学 科	定員、入学者数、定員充足率	平成 20(2008)年度	平成 21(2009)年度	平成 22(2010)年度	平成 23(2011)年度
美術学科	定員	40 人	40 人	40 人	—
	入学者数	40 人	29 人	21 人	—
	定員充足率	100%	73%	53%	—
理学療法学科	定員	80 人	80 人	80 人	80 人
	入学者数	101 人	99 人	99 人	104 人
	定員充足率	126%	124%	124%	130%
整復医療・トレーナー学科	定員	80 人	80 人	80 人	80 人
	入学者数	99 人	95 人	104 人	101 人
	定員充足率	124%	119%	130%	126%
看護学科	定員	—	—	—	80 人
	入学者数	—	—	—	104 人
	定員充足率	—	—	—	130%

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の入学者受入れの方針に適合する学生の募集を目的として、学生募集活動に携わる部署及び委員会が連携して、さらに入学者受入れの方針の明確化と周知を図っていく。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学各学科の教育目的を達成するために、「教育課程編成・実施の方針」を策定し、ホームページ上で公開している。これに基づいて、本学では各学部・学科の教育課程を表2-2-1のとおり、「教養教育科目」、「専門基礎科目」（健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科は「基礎・臨床医学科目」）、「専門科目」（芸術学部は「専門教育科目」）で構成し、さらに健康科学部看護学科では「統合科目」を置いている。

第Ⅰ章、第Ⅱ章及び基準1で触れたように、本学は、芸術文化・保健医療の両分野における専門職を養成するとともに、豊かな人間性と倫理性を備え、人間の尊厳を最重要視できる人材の育成を目指している。高度な専門的知識も、人間性や倫理観の支えなしには社会貢献する力とはなりえないと考えるためである。このため、そうした人間性、倫理観の涵養を、コミュニケーション能力の育成とともに教育目的として教養教育科目を編成している。

専門基礎科目(又は基礎・臨床医学科目)は、各学部・学科において、専門科目を学修するための基礎的な理論・技術・知識を修得することを目的としている。芸術学部では、「日本文化芸術概論」やそれぞれの分野の芸術史を置き、健康科学部では、「解剖学Ⅰ・Ⅱ」「整形外科学Ⅰ・Ⅱ」「リハビリテーション医学」「認知行動科学」などを設けている。

専門科目(又は専門教育科目)は、講義科目と並行して演習や実習科目を設定することで、基本的知識と技術を持ち、これを応用できる即戦力と自ら研究を行うことができる基本的な能力を育成する科目である。芸術学部では「基礎実技1・2」や実技研究に該当する科目を、健康科学部では各分野における基礎・臨床・実習科目を設けている。

健康科学部看護学科の統合科目には、現在必要とされているチーム医療を理解するための科目、それまでに学修した内容と自ら体験した看護実践とを関連させて統合的に看護学における専門性を深めるための科目を置いている。

授業の形態については、それぞれの科目区分の中で、教育目的を達成するために授業の有効性を高めることを意図して、講義、演習、実験・実習・実技に区分している。授業の単位数は授業形態によって異なる。単位の算定は大学設置基準により、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じた教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、表2-2-2のとおり定めている。

本学の卒業必要修得単位数は128単位であり、年間の履修登録単位数の上限は44単位である。この履修登録単位数の上限に関わるのは、卒業要件科目のみであり、教職課程やアスレティックトレーナー養成課程など資格取得のための科目は含まない。

表2-2-1 授業科目の区分と教育目的

授業科目の区分	教育目的
教養教育科目	日本伝統文化の心を深く認識し、幅広い視野と豊かな人間性を涵養し、専門職として必要な思考力と感性を身につける科目
専門基礎科目／基礎・臨床医学科目	専門職として必要な基礎的な知識・技術を修得する科目
専門科目／専門教育科目	専門職として必要な専門的知識と技術を修得するとともに、教養教育科目及び専門基礎科目で得たものを踏まえて、総合的な判断力や自ら研究することのできる基本的能力や科学的探求心を修得する科目
統合科目(健康科学部看護学科のみ)	他の区分の科目で育んだ感性と態度、修得した知識と技術のすべてを統合し、看護学をより深く学び考える力を身につける科目

表2-2-2 授業の形態と時間数

授業の形態	1単位を修得するための授業時間数
講義	15時間～30時間の授業
演習	30時間の授業
実験、実習及び実技	30時間～45時間の授業

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 1. 教育課程の体系的編成

本学の教育課程編成・実施の方針に沿って、教育課程がどのように編成されているかを説明する。まず、全学にほぼ共通する教養教育科目を、次に学部学科別に専門基礎科目と専門教育科目について述べる。

#### ア 教養教育科目

教養教育科目は、学生が選ぶそれぞれの専門職で必要となる思考力や感性を養い、日本の伝統文化に対する理解、豊かな人間性と倫理観を涵養するために、表2-2-3に示す五つの領域から構成されている。大学の教育理念に基づき、また教育目的を実現するため、全30科目のうち特に10科目を必修とし(看護学科は全28科目のうち13科目が必修)、2学部の学生が共通で履修している。専門基礎科目、専門教育科目学修の際の基礎となる科目があるため、原則として1、2年次に配当している。平成23(2011)年度に開設した看護学科には、芸術の学習を通して感性を培い、それを看護のところに生かすことを目指して、「芸術表現」の科目を置いている。

なお、平成23(2011)年度における専門教育科目の改正に引き続き、平成24(2012)年度は教養教育科目の見直しを行う。

表 2-2-3 教養教育科目の領域と教育目的

領域	教育目的と科目の例
人間と文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の考え方や価値観形成の源泉ともいえる文化について学び、特に日本伝統文化に根付いた心のあり方を認識できる基礎的素養を身につけ、豊かな人格を涵養する。</li> <li>・「日本近代文化史」、「日本武道文化論」、「西洋文化史」、「宗教と文化」など7科目。</li> </ul>
人間の本質と尊厳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の本質について学び、生きることの尊さを深く認識して、基本的な人格の形成を図る。</li> <li>・「心理学」「生命倫理」など4科目。</li> </ul>
人とコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達における心のあり方、手段・方法等について学び、人間関係のあり方や国際人としてのコミュニケーション能力を修得する。</li> <li>・「人間関係とコミュニケーション」、「情報処理」、「英語 I A・B」など9科目。</li> </ul>
人間と環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や社会環境を多面的に理解し、地球環境問題をはじめ現代社会が直面する基本的な諸課題について総合的に判断できる能力を養う。</li> <li>・「地球環境論」、「現代生物学」など6科目(看護学科は5科目)。</li> </ul>
人間と活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の健康・文化・社会活動を実践し、その心を理解する。</li> <li>・「スポーツ理論と実習 I・II」、「ボランティア活動」など4科目(看護学科は3科目)。</li> </ul>

## イ 専門基礎科目、専門科目

### (ア) 芸術学部美術学科

美術学科の教育課程は、日本画、芸術書道、華道造形、油絵、こころアートの5コースに分かれており、学生はいずれか1コースを専門領域とする。本学部の専門基礎科目と専門教育科目の領域区分と開設科目の例を表 2-2-4 に示す(なお、芸術学部の詳細は、『平成23年度履修の手引き』(25、26 ページ)と「芸術学部カリキュラムツリー」)。

専門基礎科目は、基礎理論科目として 22 科目で編成されている。これらの学修を通して専門コースにおける技法を学ぶための基礎を修得する。これらの科目は、芸術学部各コースの共通選択科目であり、文化芸術を多様な視点で捉えることが可能となる。

専門教育科目は、「基礎実技 1」「基礎実技 2」「実技研究」「夏期集中科目」「総合」の5領域から構成され、5コースのいずれかを専門として、美術の学修を通して日本の伝統文化の重要性を認識できる能力を養う。「基礎実技 1」では様々な芸術表現の基礎を、「基礎実技 2」ではそれぞれのコースにおける専門的基礎技法を学ぶ。「実技研究」では、「基礎実技 1・2」において学修した基礎技法を踏まえ、それぞれの専門コースのより発展的、専門的な表現技法について学ぶ。総合領域は、科目「卒業制作」のみから成り、芸術学部生として総合的学修を実践に結びつける最終制作科目である。夏期集中講座には「竹造形」「人形アート」「和紙造形」等の科目があり、全コースの学生が履修することとなっている。

以上のように、専門基礎科目、専門教育科目を通じて段階的な知識・技法の修得を図るとともに、専門のコース以外の芸術の技法を知ることによって幅広い視野を持てるよう教育課程を編成している。



表 2-2-4 芸術学部の科目の領域と教育目的

	領 域	コース	科目の例
専門基礎科目	基礎理論	全コース共通	「日本文化芸術概論」「日本美術史」「文字学」「臨床心理学」など 22 科目
専門教育科目	基礎実技 1	全コース共通	「素描 I (絵画)」「表現効果演習 I (絵画)」「立体制作」など 9 科目
	基礎実技 2	コース別	「基礎技法」「素材研究」など各コース 5 科目
	実技研究	コース別	「応用造形」「造形表現」など各コース 3 科目
	夏期集中講座	全コース共通	「江戸切子」「竹造形」「人形アート」「染色」など 11 科目
	総 合		「卒業制作」

### (イ) 健康科学部

健康科学部の専門基礎科目と専門科目は学科ごとに独自の教育課程が編成されている。そのため各学科のそれぞれの科目について順次説明していく(健康科学部各学科の詳細は、『平成 23 年度履修の手引き』(27～32 ページ)と各学科のカリキュラムツリー)。

#### a 理学療法学科

基礎・臨床医学科目は、専門科目の理学療法を学ぶための基礎となる科目群として、解剖学、生理学をはじめとする基礎医学知識、及び、内科学、神経内科学、整形外科等の臨床医学の知識を身につける。近年の入院期間の短縮化に伴い、短期間で十分なリスク管理を伴った質の高いリハビリテーションサービスが望まれている。このため現代医学の最先端の知識を身につけた理学療法士を養成するために、臨床現場の最新の治療とその考え方を扱う「認知行動科学」「リハビリテーション医学」「ケアマネジメント論」などの科目を置いている。

理学療法専門科目は、理学療法の基礎知識・技術・応用力を体系的に学ぶため、6 領域で編成している。医療施設のみならず地域リハビリテーションの分野での実践力を重視して、保健医療福祉分野の各専門職者と連携・協働できる教育課程を編成している。また、従来の治療医学のみならず、虚弱高齢者に対する体力増強、中高年者に対する生活習慣病対策、スポーツ障害などの予防医学をも将来実践できるように「老年期障害理学療法演習」「スポーツ理学療法演習」などの科目を開設している(表 2-2-5)。

表 2-2-5 理学療法学科の科目の領域と教育目的

	領域	教育目的と科目の例
基礎・臨床医 学科目	人体の構造と機能 及び心身の発達	・人体の構造や機能等を学び、人間を理解するための基本的知識を修得する。 ・「生化学」「解剖学Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学」など13科目。
	疾病障害とリハビリテーション	・人の健康・疾病・障害についての基礎的概念の理解の上に、疾病を持つ人や障害のある人を援助するために、保健医療職として必要な知識を修得する。 ・「病理学」「病態生理学」「内科学」など11科目。
	健康と社会	・保健医療職のリーダーとして必要な管理的・調整的能力や総合的な判断力を育成するための基礎的知識を修得する。 ・「社会保障概論」「ケアマネジメント論」など4科目。
理学療法 専門科目	基礎理学療法学	・理学療法評価・治療実施の上で基礎となる科目群である。人体の構造と運動について総合的に学習したり、運動の分析・評価・治療計画を立案するための科目で編成されている。 ・「運動学」「臨床運動学実習」など8科目。
	理学療法学評価学	・理学療法実施の上で疾病による障害・日常生活の評価等を行う科目群である。神経・筋骨格系疾患や障害に対する機能的な評価診断や、障害をもつクライアントのニーズを把握する能力を養う科目で編成されている。 ・「理学療法評価学」「生活障害診断学」など4科目。
	理学療法治療学	・理学療法の中心となる理学療法治療を行う科目群である。運動療法の基礎と理論・原理、関節・筋・神経機能異常に対する運動療法、物理療法の物理的・生理的作用、基本手技や実施法について学ぶ科目などで編成されている。 ・「基礎運動療法学」「物理療法学」など19科目。
	地域理学療法学	・地域での理学療法の活動上で基礎となる科目群である。地域リハビリテーションを理解し、支援計画、多職種連携、その現状について学ぶ科目などで編成されている。 ・「地域リハビリテーション概論」「生活環境論」など4科目。
	応用理学療法学	・基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学を応用統合する科目群である。理学療法実施上の自己・組織の管理、自己研鑽、後進の指導等について学ぶ科目や「卒業課題研究」を含んでいる。 ・「理学療法管理経営学」「卒業課題研究」など5科目。
	臨床実習	・臨床現場で実際に理学療法評価・統合解釈・治療を行う科目群である。学内で学んだ知識と技術を基盤に、臨床実習指導者の指導監督下で、理学療法の基本的評価法及び治療法を実習する科目である。 ・「臨床教育実習Ⅰ・Ⅱ」など6科目。

### b 整復医療・トレーナー学科

基礎・臨床医学科目は、整復医療及びアスレティックトレーナー分野の専門職として必要な基礎的知識・技術を修得するための科目で構成されている。

専門科目は、4領域で編成されている。柔道整復術の基礎的知識・技術のみならず、より臨床に沿った実践的テクニックを学ぶとともに、競技者の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の救急措置、コンディショニングなどの知識・技術などを身につける。東洋医学分野や専門知識を活かした手技療法なども含めて幅広く展開し、多様化した社会のニーズに対応できるように教育課程を編成している（表 2-2-6）。

表 2-2-6 整復医療・トレーナー学科の科目の領域と教育目的

	領域	教育目的と科目の例
基礎・臨床医学科目	人体の構造と機能及び心身の発達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人体の構造や機能等を学び、人間を理解するための基本的知識を修得し、心身の発達を系統立てて理解する。</li> <li>・「人間発達学」「解剖学Ⅰ・Ⅱ」「運動学」など17科目</li> </ul>
	疾病構造と障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の健康・疾病・障害についてその成り立ちや基礎的概念、回復過程及び予防に関する基礎的知識を修得し、疾病についての理解力、観察力、判断力を深める。</li> <li>・「病理学概論」「整形外科学Ⅰ・Ⅱ」「スポーツ医学」「スポーツ傷害論」「コンディショニング論」など15科目。</li> </ul>
	医療と社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療福祉制度の中での柔道整復師の位置づけや医療面接、職業倫理、医療従事者に必要な救急処置法についての基礎的知識・技術を修得する。</li> <li>・「衛生学」「関係法規」など9科目。</li> </ul>
専門科目	基礎柔道整復学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復学とアスレティックトレーナーの基礎知識と臨床の基本を学ぶ科目群。東洋医学を基に伝承医療の基礎知識、柔道整復師の概念や沿革、専門性について学ぶ科目を含む。</li> <li>・「伝承東洋医学概論」「整復医療概論」「整復ケア理論Ⅰ・Ⅱ」「スポーツトレーニング概論」など8科目。</li> </ul>
	臨床柔道整復学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復学の中心となる柔道整復学理論の科目群。身体の上肢、下肢、体幹の3部位の骨折、脱臼、軟部組織損傷を発生機序から症状・整復・固定・後療法・予後まで学ぶ科目などを含む。</li> <li>・「卒業研究」「整復ケア骨損傷学Ⅰ・Ⅱ」「整復ケア関節損傷学Ⅰ・Ⅱ」など8科目で編成。</li> </ul>
	臨床柔道整復実技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷の程度や各種検査法及び整復技術・アスレティックトレーナーの理論と実技・実習を行う科目群。問診・視診・触診・検査測定を行い治療方針や予後を評価することや、包帯法・固定法・テーピング法等の基本理論を学ぶ科目などを含む。</li> <li>・「整復技術」「臨床整復医療実習Ⅰ・Ⅱ」「スポーツコンディショニング論（実習を含む）」「アスレティックリハビリテーション（実習を含む）」など20科目。</li> </ul>
	臨床実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床現場で実際に柔道整復術を行う科目群。講義や実習で学んだ知識と技術を基に、臨床実習担当教員の指導監督下で、柔道整復術を実践し理論と実技を学ぶ。アスレティックトレーナーの現地実習を含む。</li> <li>・「臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」3科目。</li> </ul>

### c 看護学科

専門基礎科目は専門科目における知識や技術を修得するための基盤とするため、専門職として必要な基礎的知識を修得することができる授業科目である。また、教養教育科目との有機的連携を図りながら、看護学の概念要素である「人間」「環境」「健康」「看護」の四つの領域を理解し、その後のより専門的、体系的な学修につなげる科目となっている。

専門科目は専門職として必要な専門的知識と技術を修得するとともに、教養教育科目及び専門基礎科目で得たものを踏まえ、科学的探究心及び自己啓発能力を育む科目である。

統合科目はこれまでに学修した内容をさらに深め統合する意味で、教育、研究、実践を統合的に考え、看護学をより深く学ぶ力を身につけられるように編成している(表 2-2-7)。



表 2-2-7 看護学科の科目の領域と教育目的

	領域	教育目的と科目の例
専門基礎科目	人体の構造と機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人体の構造や機能等を学び、人間を理解するための基本的知識を修得する。生理学に関わる分野では、「生理学実習」も科目として設け、生体の構造や機能の理解を深める。</li> <li>・「人体の構造・機能論Ⅰ・Ⅱ」「生理学総論」など5科目。</li> </ul>
	疾病の成り立ちと回復の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の健康・疾病・障害についての基礎的な概念の理解の上に、疾病をもつ人や障害のある人を援助するために、看護職として必要な知識を修得する。</li> <li>・「疾病・治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「薬理学」など8科目。</li> </ul>
	人間と健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保健医療福祉を遂行し、必要な管理・調整能力や総合的な判断力を育成するために、健康の概念や保健医療システムについての基礎的知識を修得する。</li> <li>・「芸術療法概論」「疫学」など14科目。</li> </ul>
専門科目	看護学の基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護学の基盤となる知識・技術を中心とし、1～2年次で看護の基礎を確実に修得するために、看護実践展開の基本的な考え方を学ぶ。</li> <li>・「看護学概論」「生涯発達看護論」など8科目。</li> </ul>
	健康支援看護学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の特色の一つである「地域との連携」において必要な科目であり、看護の対象の急性期から回復期、慢性期、終末期までの看護を学ぶため、概論・方法論・臨地実習というように段階的に積み重ねる。</li> <li>・「成人看護学概論」「高齢者看護学概論」など臨地実習を含む11科目。</li> </ul>
	リプロダクティブヘルス看護学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の視点から母子やライフサイクルを理解して、健康問題の特性を学修し健康支援が実践できるよう、地域・在宅看護に発展できる構成としている。</li> <li>・「母性看護学概論」「小児看護学概論」など臨地実習を含む6科目。</li> </ul>
	地域・在宅看護学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の特色の一つである「地域との連携」のための科目群である。千葉県内の地域・学校・職場を含む地域社会の特性とニーズに対応できる専門知識を修得する。</li> <li>・「地域看護学概論」「地域看護方法論Ⅰ・Ⅱ」など9科目。</li> </ul>
統合科目	チーム医療と看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の要請に応じた看護のあり方において必要な科目群である。</li> <li>・「がん看護」「災害看護論(救急法を含む)」など5科目。</li> </ul>
	統合看護学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに学習した内容をさらに深め統合する意味で、教育、研究、実践を統合的に考え、実践を通して理論化し、看護学を深める。</li> <li>・「看護教育学」「看護倫理学」など7科目。</li> </ul>
	看護と芸術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術系科目を通して育んだ感性や態度と看護学との関連性を追求し、創造力を高める。</li> <li>・「看護と芸術Ⅰ(こころアート)・Ⅱ(書道)・Ⅲ(華道)」の3科目。</li> </ul>

### ウ 国家試験受験資格などとの関係

健康科学部の3学科は、それぞれ理学療法士、柔道整復師、看護師の養成を教育目的としており、教育課程は、「理学療法士及び作業療法士学校養成施設指定規則」「柔道整復師学校養成施設指定規則」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」(以下、指定規則と総称する)の教育課程に対応している。そのため、それぞれの学科の課程を修了することで各国家試験の受験資格を得ることができる。

また、表 2-2-8 に示す資格について、それぞれに定められた単位を修得することによ

て資格、又は受験資格を得ることができる。

表 2-2-8 資格取得課程を修了することで得られる資格又は受験資格

学 部 学 科		資 格 の 種 類
芸術学部	美術学科	中学校教諭一種免許状(美術)
		高等学校教諭一種免許状(美術)
		高等学校教諭一種免許状(書道)
		学芸員
健康科学部	整復医療・トレーナー学科	中学校教諭一種免許状(保健体育)
		高等学校教諭一種免許状(保健体育)
		(公益財団法人)日本体育協会公認 アスレティックトレーナー受験資格
		(財団法人)健康・体力づくり事業団認定 健康運動指導士受験資格
	看護学科	保健師国家試験受験資格
		養護教諭一種免許状

## 2. 教授方法の工夫

授業の教育目的を達成するために、授業の形態や内容に応じて様々な工夫を取り入れて授業を行っている。基準項目 2-9「教育環境の整備」でも触れるように、演習室を除いた全教室に AV 機器とプロジェクターを設置しており、単にホワイト・ボードを使うだけでなく、マルチ・メディアを利用することで教育効果を高めている。また、教養教育科目の外国語科目「英語 I A(読解中心)」「英語 I B(表現中心)」は、学科ごとに学生の到達度別に 20 人程度のクラスを編成し、学生の理解度が高まるよう配慮している。情報処理科目は、情報処理教室を使用し、学生がそれぞれ 1 台ずつコンピューターを使って授業を行っている。

そのほか、各学部・学科の教授方法の工夫について以下に述べる。

### ア 芸術学部

授業は少人数で行い、学生からの要望に応じて柔軟に展開し、きめ細かい指導を行っている。具体的には、次のような工夫を取り入れている。

- ・美術館や博物館での展覧会鑑賞を授業に取り入れている。
- ・毎年 10 月下旬に行われる学園祭において、学生作品コンクールを実施し学生の創作意欲向上を図っている。
- ・各種展覧会を企画・実施し、学生へ出品を呼びかけ、社会に向けた作品の発表を支援している。
- ・授業時間外での自主制作を奨励し、教員が実技室を巡回し、積極的な指導・助言を行っている。
- ・近隣の浦安市立明海南小学校とのワークショップを実施し、地域社会との芸術を通じたコミュニケーションを図っている。

夏期に行われる夏期集中講座では、学生が自分の専門領域に関わらずいずれかを履修することで、日本特有の芸術文化を体験的に学ぶ場を提供している。また、卒業制作を間近

にしての4年次の実技は、学生一人ひとりの制作学習に対して、複数の教員による様々な観点からの指導を行っている。

## イ 健康科学部

学内での講義、演習、実験、実習に加えて、学外での臨床実習(又は臨地実習)などを組み合わせて授業を行っている。また、健康科学部各学科の実習室は、表 2-2-9 に示すように、科目内容に応じてそれぞれの設備を備えた専用の実習室を使い分けている。(表中の〔 〕で示している実習室は、同一の教室を各授業の際にそれぞれの用途で使い分けていることを表す。)

その他に、国家試験対策の授業を教育課程外で行ったり、必要に応じて補習を行うなど、学生の学習到達度に応じた教育を実施している。

表 2-2-9 健康科学部の実習室(平成 23(2011)年 5 月 1 日現在)

学 科	実 習 室	
3 学科共通	基礎医学実習室	解剖組織実習室
	中枢神経機能解析実習室	環境適応機能解析実習室
理学療法学科	〔 動作解析・運動学実習室	〔 義肢装具実習室
	〔 呼吸・循環器系生理実習室	〔 物理療法実習室
	理学療法評価実習室	運動治療実習室
	日常生活動作実習室	水治療法実習室
整復医療・トレーナー学科	整復医療実習室 1	整復医療実習室 2
看護学科	基礎看護実習室	

### (ア) 理学療法学科

学内での講義、演習、実験、実習と、学外での臨床実習を組み合わせ授業を行っている。学内での授業は、特に演習、実習科目を多く取り入れ、少人数制ゼミの授業形態をバランスよく組み込むことで実践的な能力を養うことを目指し、多様なニーズのある臨床現場に即応できる人材育成に励んでいる。

「理学療法評価学」や他の学内実習においては、複数の教員が 25 人程度を担当し、学生が理解できるまで丁寧に技術・実技指導を行っている。治療台は学生 2 人 1 組に 1 台を割り当て、見学することなく実習が行えるよう配慮している。臨床実習は、学内で学んだ知識技術を現場で実践し応用するため、貴重で重要な役割を果たしている。年に 1 度実習指導者との会議を開催し、実習の目的・方法等について共通理解を持ち、当該年度の反省と次年度の予定を確認している。それに加え教員が臨床実習施設への訪問を行い、実際の現場で学生の状況を確認し指導している。

また、学習への動機付けになるよう、1 年次に地域の医療施設を見学する早期体験実習を教育課程の科目外で行っている。

### (イ) 整復医療・トレーナー学科

学内の教室における講義、演習、実習・実技と学外での臨床実習などを組み合わせて行っている。講義科目で知識、理論を学修し、演習、実習科目では講義科目で学んだ知識を基に技術を修得し、客観的評価に基づいた治療のできる医療従事者の人材育成に励んでい

る。「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」では小グループで模擬症例の評価・治療プログラムの立案・治療実施などを行うチュートリアル教育を取り入れ、問題解決的思考ができる学生の育成を行っている。

#### (ウ) 看護学科

講義、演習、臨地実習の授業形態で行っている。教員の一方的な授業にならないよう、講義科目の一部に、学生一人ひとりがあらかじめ学習してきた共通の課題を教員と学生が皆で解決する演習形式の教授方法を取り入れている。看護技術の修得とともに看護の基盤である人間関係の形成について実際の体験の中から学ぶことができるよう、少人数で演習を実施している。

また、1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」では、医療施設で看護の実践を見学体験することで看護への興味と関心を深め、4年間の学習を動機づける機会にしている。

### 3. 教育方法改善のための組織

教育改善を目的として教養教育センター、医学教育センター、各学科の教員、及び事務局職員で構成された授業改善委員会を設け、以下の活動を行っている(詳細は基準2-8)。

- ① 授業改善アンケート：委員会は前期・後期の授業中盤から終盤において授業改善アンケートを担当し、その結果を教員にフィードバックするとともに、学生に公開している。
- ② リフレクションペーパー：教員は担当科目授業アンケートを基にリフレクションペーパーを作成し、所属する学科長・学部長に内容確認及び指導を受け学長・理事長に報告している。
- ③ 公開授業の実施：学内通常授業を公開授業として年2回開催し、授業終了後に教員による検討会議が開催されている。
- ④ 教職員研修会の開催：教職員が、FDネットワーク“つばさ”の研修会に参加して研修を受けるとともに、意見の交換を行っている。

以上のほかに、年に1度、学年ごとに保護者会を開催し、保護者から学生の学修や生活、大学の教育研究活動に関する意見を聞き、教育方法改善に役立てている。

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学と学部・学科の教育目的に基づいて、「教育課程編成・実施の方針」を策定し、ホームページ上で公開している。その方針に則って、学部・学科別の教育課程を編成し、『学生便覧』『履修の手引』に掲載するとともに、開学以来、新入生及び在学生に対する説明会を開催している。全体説明の後に学科別の履修説明も実施している。

芸術学部は専門領域の知識・技術を段階的に修得できるよう教育課程を編成するとともに、専門以外の文化・伝統に触れることで幅広い思考ができるように科目を開設している。健康科学部の各学科は、国家試験受験資格取得が可能になるように指定規則の基準に則って、知識だけでなく技術と科学的な思考ができるよう教育課程を編成している。また、そ

それぞれの教育目的を達成するために、様々な授業形態を用意するとともに、教室だけでなく外部施設を利用し、授業方法の工夫もしている。教育方法の改善については、授業改善委員会を置き、教員と職員が協働して任に当たっている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

健康科学部のすべての学生が国家試験受験資格取得を目指すため、教育課程は指定規則に則って定められており、このことから専門科目、専門基礎科目（基礎・臨床医学科目）の質・量に重きが置かれる傾向がある。そのため教養教育科目の質・量を確保するための定期的な点検が必要である。本学では開学以来5年間の教育成果をふまえ、平成23（2011）年度にカリキュラム検討特別委員会を設置し、下部組織である学士課程プログラム小委員会、キャリア教育プログラム小委員会、初年次教育プログラム小委員会において教育課程の質と量の検証と見直しを行ってきた。平成23（2011）年度は、健康科学部のそれぞれの学科の専門基礎科目（基礎・臨床医学科目）、専門科目の部分的見直しを行い、平成24（2012）年度より実施する。平成24（2012）年度は、前述のとおり教養教育科目の見直しを行う。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3 の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 1. 入学前教育

本学では、A0・推薦入試に合格した入学予定者を対象に「入学前教育」を実施している。これは、大学での学びに入るための予備的知識を学習することにより、授業理解の素地を培うためのものであり、課題を与えレポートの提出を義務付けている。平成23（2011）年度は、これから学ぶ専門科目の基礎として全ての学生が深く理解しなければならない「身体の構造と機能」に関する課題を与えた。

##### 2. 履修指導

学生が各自の学習目標に沿った履修科目の選択ができるように、履修指導を行っている。新生生に対しては、オリエンテーションにおいて、大学の設置理念と教育目標を認識させるとともに、履修の方法について総括的な説明を行っている。全体説明の後、学科毎にガイダンスを行っている。ここでは学生各々が卒業までの履修目標を設定し、4年間の履修計画が立てられるように、履修登録に際しての選択科目の選定や科目相互の履修順序、登録手続期限について注意を促している。また、教員による学科ガイダンスの後には、教務課職員が学科毎に教務関係ガイダンスを開催している。教務関係ガイダンスでは、学生に配付される『履修の手引き』（13 ページ以降）をもとに履修登録の流れを図で説明し、履修登録指導を行っている。特に、履修登録前に全員が漏れなく指導を受けるように、教員と職員が協働して履修指導に当たっている。

さらに、大学生としての心構え及び大学生活の注意事項、各学科の特色・現状と将来について、大学で学ぶための基礎知識を整理・確認するための補習、レポートの書き方等を



扱う初年次教育を教育課程外で実施している。

在学生についても、毎年度当初に学科別に履修ガイダンスを行っている。実施方法は、新入生の場合に準ずる。特に、成績不良者や履修登録ミスのある学生には個別指導を行っている。

### 3. 担任制度による支援

本学では、学生の学習面・生活面に関する悩みや問題に対して適切な助言・指導ができるように、専任教員による「学生担任制」を採用している。例えば整備医療・トレーナー学科の1年生は教員9人、2年生は教員12人がほぼ均一の人数の学生の担任となっており、3、4年生では卒業研究ゼミの担当教員が担任を兼ねている。卒業研究のテーマは学生の希望を優先しているため、教員が担当する学生の人数にばらつきがある。

学生担任は学生それぞれの授業への出席状況や学習の進捗、学生の大学に対する意見や要望を把握するために個別面接を行っている。個別面談で把握した情報は記録して残すことで4年間を通して各学年の担任が情報を共有し、学生の学習や生活の指導・サポートに役立てている。また、教育目的の達成状況等の点検等にも有効な情報として活用している。

### 4. 出欠状況の管理及び指導

授業の3分の1を超える欠席で定期試験の受験資格を失うので、それを防止するために定期的に授業担当教員から教務課に情報を提供することとしている。その結果を教務委員会に報告し、学生担任を介して当該学生の指導を行っている。

### 5. 保護者会の開催

毎年3・4年生、1・2年生ごとにそれぞれ1回の保護者会を開催している。日程等の案内文を送付し、あらかじめ出欠及び個別相談への参加希望の有無について回答を求め、参加を希望する場合は質問事項を挙げてもらっている。

この回答を取りまとめ、大学全体会、学科会、希望者による個別面談会という構成で、大学の取り組みや学修状況を詳細に伝えるようにしている。

### 6. 授業科目などに関する学生の質問・相談への対応

専任教員は、最低週に1コマのオフィスアワーを設けている。また、専任教員のオフィスアワー一覧を学生掲示板及び教員研究室のドアに表示している。学生は、講義内容の質問や学修方法に関する相談を直接科目担当教員に持ちかけることができる。また、教員のメールアドレスを一覧表にして学生に公開しており、常時、学生の質問・相談等に対応できる体制を整えている。

兼任教員は授業時間の前後に質問・相談に応じているが、さらに了解の得られた場合にはメールアドレスを学生に公開し、授業日以外にも対応できるようにしている。

### 7. 補講・勉強会による学修指導

大学院をもたない本学ではTAはいないが、学生に対するきめ細かい学修支援を充実させるため、専任教員は、十分な学力を持たない学生がいることも考慮して、正規の授業時

間外に補講や勉強会を実施している。芸術学部と健康科学部の両学部で教員採用試験の受験希望者がいることから、教員採用試験講座を正規のカリキュラムとは別に開講している。

また、理学療法学科と整復医療・トレーナー学科では、それぞれ理学療法士と柔道整復師の国家試験に合格できる学力を養うために、正規のカリキュラムとは別に補習を開講している。

## 8. 国家試験の模擬試験の実施

理学療法学科では「理学療法特講Ⅱ」、整復医療・トレーナー学科では「整復総合演習Ⅰ」、「整復総合演習Ⅱ」、「整復総合演習Ⅲ」の科目の中で、保健医療の専門家として臨床において必要な知識の統合を図る。その達成度の見極めのひとつの方法として、国家試験の模擬試験を表 2-3-1 のとおり定期的の実施している。

表 2-3-1 平成 23(2011)年度国家試験対策模擬試験日程

学科	理学療法学科	整復医療・トレーナー学科		看護学科
学年	4 年生	4 年生	3 年生	1 年生
第 1 回	6 月 17 日 (金)	4 月 23 日 (土)	11 月 19 日 (土)	1 月 31 日 (土)
第 2 回	9 月 2 日 (金)	5 月 21 日 (土)	1 月 7 日 (土)	—
第 3 回	12 月 10 日 (土)	7 月 2 日 (土)	2 月 4 日 (土)	—
第 4 回	12 月 17 日 (土)	9 月 24 日 (土)	—	—
第 5 回	12 月 22 日 (木)	11 月 5 日 (土)	—	—
第 6 回	1 月 13 日 (金)	12 月 10 日 (土)	—	—
第 7 回	1 月 26 日 (木)	2 月 4 日 (土)	—	—
第 8 回	2 月 7 日 (火)	—	—	—

## 9. 退学者などへの支援

休学・退学などの理由として、学力不足、進路変更、経済的理由、健康上の問題等がある。休学・退学の相談は学生担任が受けている。とりわけ、学力が足りない学生へは補習に出席することをすすめ、授業での遅れを取り戻すよう指導している。学生担任が解決できない内容の相談で本人の休学・退学などの意思が固い場合は、学科長へ報告し、「学籍に関する相談連絡票」で教務課長へ連絡し、その後、学籍異動の手続きをとっている。その際、保護者を交えての面談を実施し、退学後の進路についての相談に応じている。

休学・退学などの意思表示に対しては、教員と職員が連携して指導に当たっている。

## 10. 特別研究生

平成 23(2011)年度より、本学の卒業生で卒業時に取得した国家試験受験資格に基づく免許を得ようとする者を、特別研究生としている。特別研究生は本学教員の指導を受けて、受験しようとする免許試験に関わる国家試験問題の調査・分析を行い、1 年間国家試験対策の授業を履修する。

### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生担任の制度を活用することで、出席状況を把握して欠席が目立ったり、学力不足に思い悩んだり、退学を考える学生の対応を早期に行うことができる。資格取得へのモチベーションをあげ、学習への取り組み方を見直すといった指導をしている。

また、事務局窓口への申し出を含め、学生からの要望や意見、提案をくみ上げ、よりよい教育環境への反映、学生サービスの向上へとつなげる努力をしている。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学で整備されている現在の修学支援体制の仕組みを、今後も維持し、より洗練させる努力を継続させていく。また、教員と職員の連携を密にすることで、さらにきめ細かい学修支援が行えるようにする。

学生と教員とのコミュニケーションツールとして重要なメールアドレスが学生に十分に周知されていない状況がある。兼任教員はもとより、専任教員も会議などで不在となる時間帯があることを考慮し、平成 24(2012)年度より学内メールアドレスを掲示する。また、オフィスアワーについても、前述のとおり表記し、学生からの質問・相談の対応をしていく。

学力不足を理由とする退学を防ぐため、入学前の課題や初年次教育において基礎科目の内容を充実させ、教務課から学生担任への学生の成績に関する情報提供を徹底する。また、学習意欲の低下している学生を早期に発見するため、メンタルサポートセンターの存在を学生に周知徹底させる。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 1. 単位認定

単位の認定については、「学則第 16 条」及び「了徳寺大学履修規程（以下、履修規程という。）第 9 条」に定めている。

本学は、単位制を採用しており、履修登録した授業科目を受講し、各科目の出席すべき時間数の 3 分の 2 以上の出席をもって定期試験受験資格が得られる。定期試験は筆記、レポート提出、作品提出、実技、実習等の方法により行い、60 点以上得点した者については単位を与える。

担当教員は、定期試験のみではなく、課題やレポート等による、多面的な成績評価を行う。試験実施の方法及び成績評価の方法については、科目ごとにシラバスに明記し学生へ周知している。

なお、学生が本学入学前に他大学、短期大学等で修得した単位については、「学則 18 条」及び「了徳寺大学入学前の既修得単位の認定に関する規程」に則り、入学年の 4 月当初に



認定申請がなされた科目につき、教務委員会で協議のうえ原案を作成し、教授会で審議し、学長が当該単位の認定を行っている。

## 2. GPA 制度

GPA 制度は、健康科学部において、一定期間の履修及び学修状況をより明確に把握するために取り入れている、厳格な成績評価である。GPA は、表 2-4-1 のとおり設定されたグレードポイント (GP) に単位数をかけた成績点数の合計を総履修単位数で割ることによって算出する。GPA が 2.0 未満の者に対して、学科長及び学生担任が面接し指導に当たっている。

表 2-4-1 グレードポイント (GP)

判定	合格				不合格
成績	90 点以上 100 点まで	80 点以上 90 点未満	70 点以上 80 点未満	60 点以上 70 点未満	60 点未満
成績評価	優	優	良	可	不可
グレードポイント	4	3	2	1	0

## 3. 体系的・段階的履修

健康科学部では、学習効果の観点から履修の順序が重要になる科目があるため、該当する科目について体系的・段階的履修を条件としている。例えば「内科学」は基礎的な医学知識が前提となり、この科目の履修条件として「解剖学Ⅰ」、「解剖学Ⅱ」、「生理学Ⅰ」、「生理学Ⅱ」を事前に修得する必要がある。また、健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科については、所定の単位を修得していない場合は、3 年次の臨床実習（授業科目名は「臨床教育実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅰ」）を受けることができない。看護学科については、関連する講義・演習科目の修得を条件に各臨地実習を履修・修得し、その後最終的な統合実習に臨むことになっている。

## 4. 履修登録単位数の上限

単位制の趣旨を逸脱しないよう履修科目の過剰登録を防ぎ、教室における授業と教室外での自習を合わせた充実した履修を行うため、1 年間に登録できる単位数の上限を各学科とも 44 単位と定めている。ただし、GPA が 2 期以上連続して 4.0 の者に対しては、1 年間に登録できる制限単位数を超えた履修登録を認めることができることとしている。

## 5. 進級

本学では単位制をとっているため、休学した場合を除き 4 年次まで留年がない。ただし、前述の体系的・段階的履修でもふれたように、健康科学部では所定の単位が修得されていない場合は、臨床（臨地）実習を受けられず、4 年間で卒業することができない。

## 6. 卒業認定

卒業は、学則第 36 条の規定に基づき学長が認定している。この卒業認定は、次の①、

②の手続きを経て行う。

① 各学科において学部長のもとに全教員が出席し、教務課が作成した単位認定資料により4年次生の単位取得状況を確認する。

② ①において確認した単位認定資料により、教授会において単位認定の審議を行う。

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

単位認定、卒業認定等の基準を明確にし、学則及び履修規程の定めに沿って厳正に運用している。また、学位授与の方針に示す能力と態度を身につけた学生に卒業を認定し、学士の学位を授与している。

#### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、履修単位数の上限、卒業認定については、学則及び履修規程に則り運用している。

学位授与の方針については、時代に相応した人材を育成していくため、随時検討及び修正し、教職員間の共通認識の醸成を図る。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### 1. 社会的・職業的自立のための支援体制

本学の社会的・職業的自立のための支援は、「了徳寺大学進路支援本部規程」に基づき学長を本部長として推進することとしている。

学生の進路支援に関する基本方針、その他重要事項の審議は、学長を議長とする進路支援本部会議において行い、その実施はキャリア教育部、相談指導部が担当する。

キャリア教育部は、学生の社会的・職業的自立に必要な能力・態度の育成を担当し、相談指導部は学生担任教員やゼミ担当教員が学生の進路選択及び就職、進学、開業その他の進路に向けての活動について相談・指導を行っている。全体的な企画、進路支援情報の提供、事務的支援は事務局学生課が担っている。

##### 2. 教育課程の体制

###### ア 教養教育

教養教育では、わが国特有の文化芸術の知的・精神的基盤を理解した上で、国内のみならず国際社会において文化・芸術交流を展開できる基礎的な力を蓄えることを目標としている。具体的には、自らの業績を積極的に発信するため、人間の本質を理解し他者との意思疎通を円滑に行う力、コミュニケーションの手段としての情報処理能力、英語文化圏の文化的社会的背景を理解し国際社会において実際に役立つ言語力を総合的に備えた人材を

育成する。

### イ 芸術学部

「卒業制作」は、独創的な「表現」の追求に加え、展覧会開催に関する一連の作業を体験し、また、鑑賞者からの反応を受け止め、考察する「発表」の活動を行い、作家活動のスタートに位置づけることのできる科目として設定している。その他にも授業で制作された作品を積極的に公募展等へ出品するよう促し、専門的芸術家を目指す学生にとって極めて重要な活動である「作品の社会への発信」を積極的に支援している。各種展覧会活動（個展・グループ展）も積極的に支援している。

### ウ 健康科学部

健康科学部は3学科とも現場での実習科目が教育課程に組み込まれている。各学科では表2-5-1のとおり科目を設け、学外の保健医療福祉施設の協力により、それぞれの職種に必要な実践的知識・技術を修得する教育を行っている。

表 2-5-1 実習科目一覧

学科	科目名	実習場所
理学療法学科	臨床教育実習Ⅰ(3年次)	JR 東京総合病院 塩田病院 みつわ台総合病院 浦安ベテルホーム なぎさ楽苑 ほか
	臨床教育実習Ⅰ(3年次発表会)	
	臨床教育実習Ⅱ前期(4年次)	
	臨床教育実習Ⅱ前期(4年次発表会)	
	臨床教育実習Ⅱ後期(4年次)	
	臨床教育実習Ⅱ後期(4年次発表会)	
整復医療・トレーナー学科	臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ	高洲整形外科内科
	臨床実習Ⅲ	東海大学附属浦安高校 サンフレッチェ広島 ほか
	健康運動指導実習Ⅰ 健康運動指導実習Ⅱ	PAL 浦安 PAL 川口
看護学科	基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ(慢性期看護実習) 成人看護学実習Ⅱ(急性期看護実習) 高齢者看護学実習 精神看護学実習、 小児看護学実習 母性看護学実習、 在宅看護学実習 地域看護学実習Ⅰ(地域看護の実際) 地域看護学実習Ⅱ(学校保健・産業看護実習) 統合実習(基礎看護、母性看護、小児看護、成人看護、精神看護、地域看護、在宅看護)	津田沼中央総合病院 柏厚生総合病院 東京通信病院 東京都健康長寿 医療センター 東京厚生年金病院 みつわ台総合病院 東芝病院 千葉県こども病院 ほか

また、各学科の教育理念・教育目的・教育目標を達成し医療人となるためには、国家試験に合格して国家資格を取得する必要があるため、4年間で得た知識を整理、統合するための補習等を実施している。

### 3. 教育課程外の体制

#### ア キャリア支援コーナーの設置とはたらき

進路希望調査、求人票の開示、キャリア支援ガイダンス等を実施している。

進路希望調査は、3、4年次の5月に実施しており、調査の結果から全員の希望を把握し、個別の進路指導に役立てている。

求人票は、キャリア支援コーナーにおいて学科別にファイルを作成して開示しており、学生それぞれが必要な時に自由に閲覧できる。学生WEB掲示板においても求人情報を開示し、週に1度更新しており、自宅のパソコン等でも最新情報を閲覧できる。さらに、既卒者にも情報提供ができるように既卒者専用のWEB掲示板でも求人情報を開示している。

キャリア支援ガイダンスとして、平成23(2011)年度は、表2-5-2に示すテーマで、就職に関するガイダンスを7回開催した。

また、学生個々の進路相談、就職相談を随時行っている。

表 2-5-2 就職ガイダンス（平成23(2011)年度実績）

開催日	テーマ	対象学年
5月25日	履歴書・面接マナー	美術学科4年生
5月26日	履歴書・面接マナー	整復医療・トレーナー学科4年生
6月13日	履歴書・面接マナー	理学療法学科4年生
6月30日	社会人のマナーについて	全学科1年生
7月15日	履歴書を書くためのペン字講座	全学科4年生
11月29日	就職活動講座	全学科3年生
3月18日	就職面接会・相談会	整復医療・トレーナー学科4年生

#### イ 就職活動支援

毎月、就職小委員会を開催している。学生全員の就職活動状況や就職内定者などの情報を、学生課でとりまとめ、就職小委員会を通じて各学科における学生担任の進路指導の情報としている。

#### ウ キャリア教育

キャリア教育プログラム小委員会では、早期に自らの目指す専門職に対する職業観を養うことを目的として様々な試みを実施している。

平成23(2011)年度については、4年生や卒業生が臨床実習先や、就職先において体験した事柄や、履歴書の書き方・面接の受け方などの就職活動に直結する注意事項等を印刷物として配付した。

### エ 初年次教育について

新入生を対象として実施する「初年次教育プログラム」に、「医療の世界①・②」や「マナー講座」の職業観を養う講座が組まれている。平成 23(2011)年度は、健康科学部の教員が、各学科で取得できる資格や付随する資格、及びその職業の実際について説明した。新入生にとって、自身が将来目指す職業はもとより、他学科の医療系職業について理解する良い機会となる。職業に就いたときの自らの姿をより現実的に思い描き、学修に積極的に取り組む動機付けとすることが目的である。

### オ 国語力養成講座

就職を控えた学生の、社会人としてのコミュニケーション能力を身につけることを目的として開講している。平成 23(2011)年度は、全学科の 3 年生の希望者を対象に、1 講座 3 コマを実施した。実習先へのお礼の手紙の書き方、実用的文章の書き方、「書く」の基礎となる「読む」能力を学習するため新聞の読み方等について指導した。併せて、面接を想定した「美しい立ち姿」「椅子の腰掛け方」「美しい歩き方」「会釈、敬礼、最敬礼の仕方」等の社会人として必要な礼法を学習させた。また、本学芸術学部美術学科芸術書道コース出身の職員によるペン字講座を行った。

## 3. 平成 22(2010)年度卒業生の進路状況

各学科の平成 22(2010)年度卒業生の進路状況は、表 2-5-3 のとおりであった。

なお、健康科学部の国家試験合格者の就職率は 100%であった。

表 2-5-3 平成 22(2010)年度卒業生の進路状況

学科	卒業生	求人件数	就職	進学	その他
美術学科	21 人	153 件	17 人	3 人	1 人
理学療法学科	82 人	343 件	62 人	15 人	5 人
整復医療・トレーナー学科	65 人	89 件	53 人	10 人	2 人

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立を支援する取り組みを計画・実施している。

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

これまで 4 年間で卒業できず、国家試験受験資格を得ることのできない学生が毎年おり、それは大別して、①条件を満たさず臨床実習を履修できない、②卒業要件を満たしていない、のいずれかのケースである。こうした学生をなくすために、初年次教育における「医療の世界①、②」「マナー講座」で学生の職業観を養うとともにモチベーションを高め、4



年間の学修への基礎となるようにする。

さらに、就職内定に向けて、専門家を招いての特別講義、キャリア支援コーナーでの個別対応、国家試験対策授業を充実させる。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、教育の目的の達成状況を多角的に点検・評価するため、以下のような取り組みを行っている。

##### 1. 授業改善アンケート

開学当初より、授業の内容や方法の改善・向上のために、「学生による授業評価アンケート」を導入し、学生の授業に対する意見の取り入れに努力している。平成 22(2010)年度より、東日本の大学・短期大学・高等専門学校からなる大学連携組織「FD ネットワーク つばさ」の授業改善アンケート用紙を用いている。平成 23(2011)年度は、授業を行った全ての専任教員、兼任教員（ただし、「実習」「卒業研究」は除く）の授業評価をアンケート方式で調査した。

##### 2. 大学生活に関するアンケート調査

開学年度である平成 18(2006)年度に続いて、平成 23(2011)年度終了時に「大学生活に関するアンケート調査」を実施した。このアンケートは、学修状況、部・サークル活動・アルバイトに費やす時間を含めた大学生活に関する質問に対して、選択肢の中から選んで回答する形式である。平成 23(2011)年度は、オンラインで調査を行い、回答数は 347 人であり回収率は 36.0%であった。

##### 3. 学修状況調査

平成 23(2011)年度の「大学生活に関するアンケート調査」によると、「受講した授業をだいたい理解できている」と回答した学生は 53%であった(平成 18(2006)年度は 51%)。「授業をあまり理解できていない」と回答した学生がその理由として選択したものの中では「自主学習不足」が最も多く(34%)、「授業内容が難しい」(18%)、「勉学に対する意欲の不足」(14%)がそれに次いでいる。1年間で身についた学習態度や力について、特に多く選択された回答は、「課題の提出期限厳守」「自己のスケジュール管理」「物事に対して粘り強く取り組む力」「講義のポイントをノートにまとめる力」等であった(複数回答可)。また、自由記述欄には、施設・設備の充実、学生への連絡時期と方法、教職員の学生への応対などに関して多くの具体的な要望や意見が述べられている。

授業の理解度や学習態度に関する上記の質問に対する回答は、平成 18(2006)年度の調査結果とほぼ共通している。ただし、今回のアンケートはオンラインで行ったため、システムの都合上、回答方法が平成 18(2006)年度に行ったものとは異なっているものがあり、回収率にも違いがある(平成 18(2006)年度は 91%)。そのため両者の結果を一概に比較するこ

とはできない。学生の学修状況をよりの確に把握できるよう、質問の内容も含めてアンケート調査実施のシステムを改善していく。

#### 4. 資格取得状況

平成 22(2010)年度卒業生の、資格取得状況は次の表 2-6-1 のとおりである。それぞれの資格に対応した資格取得対策講座や、実習の充実を図っている。

その他の資格として、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科の学生が、日本スポーツクラブ協会（JSCA）認定の「スポーツクラブインストラクター」、「中高老年期運動指導士資格」、「要介護予防運動スペシャリスト」を取得している。

表 2-6-1 平成 22 年(2010)年度卒業生の資格取得状況

資格名称	取得者数
中学校教諭一種免許状（美術）	8 人
高等学校教諭一種免許状（美術）	8 人
中学校教諭一種免許状（保健体育）	31 人
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	33 人
学芸員（必要な科目を履修）	6 人
アスレティックトレーナー（AT）	3 人
認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト（CSCS）	8 人

#### 5. 就職状況

平成 22(2010)年度の卒業生の進路状況は次の表 2-6-2 のとおりである。

表 2-6-2 平成 22(2010)年度卒業生の進路状況

学 科	卒業生	就 職	進 学（本学特別 研究生を含む）	その他
美術学科	21 人	17 人	3 人	1 人
		81.0%	14.3%	4.7%
理学療法学科	82 人	62 人	15 人	5 人
		75.6%	18.3%	6.1%
整復医療・トレーナー学科	65 人	53 人	10 人	2 人
		81.5%	15.4%	3.1%
全学科	168 人	132 人	28 人	8 人
		78.6%	16.7%	4.7%

#### 6. 国家試験合格状況

国家試験の合格状況は健康科学部の 2 学科において、次の表 2-6-3 のとおりである。

表 2-6-3 年度別国家試験合格率

学 科	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度
理学療法学科	(第 1 期生) 95.3%	(第 2 期生) 65.9%
整復医療・トレーナー学科		(第 1 期生) 92.6%

## 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では、調査・アンケートの実施結果を、教育内容・方法及び学修指導等の改善へフィードバックを行っている。

### 1. 授業改善アンケート

授業改善アンケートの結果は、学内ホームページ上や FD ネットワーク“つばさ”の教育年報に掲載され、学生や社会一般に公表している。

また、授業改善アンケートの集計結果を、学生の自由記述内容も含めて各教員に通知し、それをもとに「リフレクションペーパー」を作成して提出することを各教員に義務づけている。リフレクションペーパーには、授業で改善した点や、学生の要望への対応も含めて今後どのようにさらなる工夫を行うかを、いくつかの質問項目に基づき記入することになっている。

このリフレクションペーパーについて、平成 23(2011)年度より WEB 公開用の項目、及び前回との比較について記述する項目を追加した。WEB 公開用の項目は、学生からの要望への対応や、授業での工夫を記入することとなっている。前回との比較は、教員自身が授業改善にどのように取り組んできたかを振り返り、その結果を広く公開する目的で行われている。

その他、やや不明確な質問項目の改善や、公開する内容とそれに対する教員の合意に係る課題、及び学生の建設的な意見の収集方法などについて、今後さらに授業改善委員会を中心に検討することとしている。

### 2. 国家試験対策

これまでの合格実績をもとに、理学療法学科は国家試験対策方法を見直し、昨年度の不合格者を含めた今年度の受験予定者に対しての学習指導を徹底している。整復医療・トレーナー学科は 1 期生が全国的に見ても高い合格率を達成したが、より一層徹底した指導体制を確立すべく、今年度も全員合格に向けての補習等の取り組みをしている。

### 3. 大学生活に関する調査等

「大学生活に関する調査」、「学修状況調査」を実施し、その結果をもとに学生からの要望を吸い上げ、学生からの評価の低いものについて具体的な改善を行っている。調査結果については、構内掲示板及び大学ホームページにて公表している。

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。



## (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の教育目的達成状況の点検・評価は、上記のように幅広く行っている。また、その結果を教育・指導の場において活用する努力をしている。これは、学生担任である教員個々においても行っているが、教務委員会、学生委員会（就職小委員会）、授業改善委員会においても組織的な取り組みを行っている。

## (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教務委員会、学生委員会（就職小委員会）、授業改善委員会の活動を一層推進し、本学の教育目的の達成状況を客観的に把握し、その内容を踏まえ更なる教育の質の向上を目指していく。そのため、卒業生の社会的な評価を把握することを目的として、平成 24(2012)年度より「就職先医療機関・社会福祉施設等に対するアンケート調査」の実施を予定している。その結果を本学の教育改善に役立てる。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7 の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学では学生一人ひとりにきめ細かい指導を行えるよう学生担任制を導入している。1 学年あたり 10 人程度の学生に対し 1 人の教員を担任として配置している。

事務局では学生支援を主として教務課及び学生課が担当している。休学・復学・退学等の学籍、履修登録、定期試験、各種証明書、実習関係等を教務課が、奨学金、保険、課外活動、生活相談などは学生課がそれぞれ担当し、学生生活のあらゆる面をサポートしている。これらの学生支援については、『学生便覧』及び『履修の手引』や新年度に行うガイダンスなどで周知徹底している。

学生支援に関わる全学的な組織は教務委員会と学生委員会であり、学内委員会規程に則り運営している。学生委員会では、学生の代表である学友会との意見交換などを行い、学生から寄せられた要望や意見についても検討し、環境の改善・変更等に役立てている。

### 1. 奨学制度など学生に対する経済的な支援について

#### ア 特待生

本学の特待生には、センター試験利用入学試験及び一般入学試験で実施するスカラシップ入学試験において優秀な成績を収めた者より選出される入学試験特待生と、2 年次以降の成績上位者より選出される在学特待生がある。

入学試験特待制度には、全特待（初年度納付金：入学金・授業料・施設費・実習設備維持費 180 万円免除）、A 特待（授業料 80 万円免除）、B 特待（入学金 20 万円免除）の 3 種類がある。この特待生は、入学者の中から 3 学科それぞれ 11 人を上限として選出している。各試験区分における特待生の人数配分は表 2-7-1、2-7-2 のとおりである。

選出基準は表 2-7-1、2-7-2 の入学試験において、合格者を選考するために算出した得点順位の上位から定員枠内の者を特待生候補として選出している。候補者が辞退した場合、その権利が次点の者に引き継がれることはない。

表 2-7-1 一般入学試験（全学科対象）

学 科	全特待	A 特待	B 特待
理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科	1 位～2 位	3 位～4 位	5 位～6 位

表 2-7-2 センター試験利用入試入学試験（全学科対象）

	全特待	A 特待	B 特待
センター前期	1 位	2 位	3 位
センター後期	—	1 位	2 位

また、在学学生特待生は、初年度に特待生資格を得た者を含め、同学年に在籍する者の中から毎年各学科の成績上位 2 人ずつを選出し、学内活動の状況等を考慮した上で特待生候補者としている。2 年次以降の特待生の納付免除範囲は授業料である。

## イ 奨学金

日本学生支援機構の奨学金（定期採用）は、表 2-7-3 のとおりである。

表 2-7-3 日本学生支援機構奨学金詳細

募 集	年 1 回（4 月）	
貸与期間	修業年限	
貸与月額	第一種奨学金 （無利子）	自宅 30,000 円・54,000 円 自宅外 30,000 円・64,000 円
	第二種奨学金 （有利子）	30,000 円・50,000 円・80,000 円・100,000 円・120,000 円
選 考	人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている学生の中から選考の上、日本学生支援機構に推薦する。日本学生支援機構は大学からの推薦を受け、審査し決定する。	
採 用	日本学生支援機構から通知を受け決定となる。	
振込み	奨学生が指定した金融機関の普通預金口座に、1 か月分ずつ振込まれる。	
継続認定	日本学生支援機構における「継続願」をインターネット入力により提出させ、人物・健康・学業・経済状況に着目し、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かを大学において判断している。年 1 回、11 月に実施している。	
異 動	貸与月額の変更、奨学金の交付に関する取扱変更、保証の変更、その他の異動が生じたとき、随時手続きを行っている。	
補 導	学内活動や学業成績について奨学生としての適格性を欠いている学生に対して、その程度に応じて日本学生支援機構からの処置通知による指導とともに、担当職員が警告などの指導を行っている。	
返還誓約書	日本学生支援機構と奨学生の間で借用金額と保証関係及び今後の返還方法を明確にするために、説明会を開催し、採用と同時に全員提出している。	

また、家計支持者（父母、又は父母に代わって家計を支えている者）の失業、破産、事故、病気もしくは死亡等、又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生に対する奨学金は、随時募集を行っている。

その他に、千葉県保健師等修学資金、府県の理学療法士等修学資金、地方公共団体、民間団体の奨学金は、募集があるごとに掲示で案内している。希望者へは学生課職員が説明や申請書類の作成及び発送を行っている。平成 23(2011)年度の実績は、表 2-7-4 のとおりである。

表 2-7-4 平成 23(2011)年度奨学金実績一覧

奨学金種類	機関名	実績
日本学生支援機構第 1 種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構	71 人
日本学生支援機構第 2 種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構	354 人
千葉県保健師等修学資金	千葉県健康福祉部医療整備課	8 人
神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金	神奈川県保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課	1 人

#### ウ 特別研究生奨学制度

前述の基準項目 2-3 の特別研究生として許可された者のうち、希望する学生へは「了徳寺大学特別研究生奨学金」を貸与している。平成 23(2011)年度は、4 人の特別研究生がこの制度を利用し、国家試験受験のための学習を行っている。

## 2. 学生の課外活動への支援

本学の課外活動は学友会のもとで運営している。学友会は本学の全学生が所属する組織であり、開学の理念に基づき、協力と団結による正しい自主活動によって、学風の浸透と豊かな人間性の形成に寄与することを目的としている。

組織は執行部のもとに、部・サークル委員会、よつば祭（学園祭）、学生生活・交通委員会、卒業記念実行委員会の四つの部会で構成されている。

部・サークル委員会には、26 団体（運動系 19 団体、文化系 7 団体）が加盟している公認・準公認の各部・サークルに、1 人以上の顧問教員を置き指導に当たっている。

活動には、教室、体育館、学内グラウンド、了徳寺大学スポーツパークを使用している。了徳寺大学スポーツパークは、大学から遠距離であるため最寄り駅より無料バスを運行し学生の利用に供している。

## 3. 学生に対する健康相談、心的支援

学生に対する健康相談、心的支援については、「学校法人了徳寺大学保健管理センター規程」に則り運営されている。

### ア 健康相談

学生からの健康面での相談事項は、保健室（学校医 8 人と看護師 2 人が交代で勤務）が担当している。学校医は曜日・時限ごとにシフトを組み、看護師は保健室の開室時間に常

駐している。

看護師は学生から体調や症状など健康面での相談があったときは、症状や生活習慣についての聴取、保健指導、医療機関の紹介等をしている。学校医の指導が必要な場合は、学生の了解を得て、看護師同席のもと学校医面談を実施している。面談は学校医、学生の時間を調整の上、保健室で約1時間行っている。心の問題が認められた場合は、学生相談室の利用を勧めている。

相談者が医療機関で受診した場合は、各検査結果の提出、処方薬の確認、再診の有無などの聴取等、情報収集に努めている。通院が長期になる学生に関しては、定期受診の結果を提出するよう促し、長期的に経過を観察する。

傷病者発生時は、「傷病者発生時の手引き」に従い、教職員が迅速に対処している。

## イ 心的支援

学生の心の問題解決を支援し、学生生活の様々な困難を乗り越えるための援助を行うことを目的に、保健管理センターのもとにメンタルサポートセンターを設置し、専用の面談室において学生相談業務を行っている。

スタッフは、開設当初は専任教員（臨床心理士）1人と非常勤相談員（臨床心理士）1人であったが、平成21(2009)年4月より非常勤相談員（臨床心理士）1人を増員し3人体制で、月曜日から金曜日まで担当曜日を決めて毎日相談業務に当たっている。

相談内容は、友人や家族との人間関係についての悩みが多く、他には学生の臨床（臨地）実習についての悩みや不安を相談するケースも見られる。

相談件数は年々増加する傾向にあり、平成18(2006)年度に実件数3件、延べ件数26件であったが、平成22(2010)年度には実件数23件、延べ件数308件となっている。平成23(2011)年度より看護学科を設置し学生数が増え、今後ますます相談件数が増えることが予想される。

専門医の診断が必要と考えられる場合は、保健管理センター所長（学校医）の指示のもとに、学校医による相談や医療機関への紹介を行っている。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見は、「大学への要望・相談」と題し年間を通してメールで受付している。

要望や相談内容によりゼミ担任、学生担任、事務局等に相談し、学生個々の要望に応えられるよう対応している。これ以外にも、各学科教員や事務局に寄せられた要望や意見を月1回の定例の学生委員会に諮っている。平成22(2010)年度は約50件の要望等に対応した。

### (1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

### (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

経済的支援については、日本学生支援機構（定期採用、緊急応急採用）、各自治体奨学金制度、民間団体の奨学金、特別研究生奨学金、特待生制度を含め多くの奨学金制度を取

り入れている。

課外活動等の支援については、各部・サークルに顧問を1人以上置き指導に当たっている。また、了徳寺大学スポーツパーク利用時には、最寄り駅より無料バスを運行している。

健康相談については、教員である学校医8人が担当している。授業を担当しているため曜日によってシフトを組み対応している。看護師も常駐しており、傷病・健康相談に即時応じている。

心的支援については、専任教員（臨床心理士）1人と非常勤相談員（臨床心理士）2人の3人体制で、月曜日から金曜日まで担当曜日を決めて、学生の相談に応じている。また、健康相談・心的支援・生活相談は学生の状況に応じて保健室とメンタルサポートセンターとが連携を取り問題の解決に当たっている。

大学に対する要望については、月に一度開催している学生委員会で問題解決を図っている。

### (3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生の要望には、実行可能なことから即時着手する。

奨学金は、現在の社会情勢・経済状況から学生支援機構や地方自治体などの制度を利用する者が増加する傾向にある。今後、迅速に多くの要望に応えられるよう、対策を検討する。

課外活動は、1・2年生を中心に文化系、運動系とも活発に活動している。また、毎年10月には学友会が主催してよつば祭を開催している。課外活動が学生の社会性・自主性を養うよい機会であることに鑑み、今後も学生課、学生委員会が中心となり支援していく。

健康や心の問題は、学生担任には相談するが保健室やメンタルサポートセンターを利用しない学生もいる。学生担任と保健室・メンタルサポートセンターの情報交換を一層密にする。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の専任教員の配置は表2-8-1のとおりである。各学科の教員数は大学設置基準及び「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「柔道整復師学校養成施設指定規則」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定を満たしており、その配置は適切である。



表 2-8-1 学部・学科別職位別教員数

(単位：人)

学部	学科	専任教員					設置基準 上必要専 任教員数	指定規 則必要 数	助手	計
		教授	准教授	講師	助教	計				
芸術 学部	美術 学科	7 (63.6%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11	10	—	3	14
健康 科学 部	理学療 法学科	10 (47.6%)	2 (9.5%)	2 (9.5%)	7 (33.3%)	21	8	9 (※1)	2	23
	整復医 療・トレ ナー学科	8 (47.1%)	5 (29.4%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	17	8	7 (※2)	6	23
	看護 学科	6 (42.9%)	6 (42.9%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	14	12	8 (※3)	0	14
大学全体の収容 定員に応じ定め る専任教員数		—	—	—	—	—	14	—	—	—
計（全体）		31 (49.2%)	17 (27.0%)	5 (7.9%)	10 (15.9%)	63	52 (※4)	—	11	74

※1 理学療法士である専任教員が9人以上

※2 医師又は柔道整復師の免許を取得してから3年以上の実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者7人以上

※3 8人以上は看護師の資格を有し、そのうち3人以上は保健師の資格を有する者

※4 各学科の設置基準必要数（38人）＋大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（14人）

（注1） 芸術学部美術学科は平成23年度募集停止

（注2） 健康科学部看護学科は平成23年4月設置で学年進行中

専任教員の学科別・分野別の教員構成は表2-8-2のとおりである。健康科学部では看護学科の専門科目担当教員が他の2学科に比べて少ないが、これは看護学科が開設初年度であるためである。女性教員の数は（ ）内に内数で示してあるが、理学療法、整復医療・トレーナー学科の男性教員の比率が高い。

表 2-8-2 学科別・分野別の教員構成（助手を含む）

(単位：人)

分 野	美術学科	理学療法学科	整復医療・トレ ナー学科	看護学科
教養教育・教職課程	1(0)	2(0)	3(0)	2(0)
専門基礎科目	0(0)	6(2)	4(0)	1(0)
専門科目	13(3)	15(1)	16(2)	11(10)
合 計	14(3)	23(3)	23(2)	14(10)

（注1） （ ）書きは女性教員数再掲

また、専任教員の学位の種類及び分野は、それぞれの科目についてその分野を専門とする教員を適切に配置している（表 2-8-3）。

表 2-8-3 学位の種類及び分野

(単位：人)

	博士	修士	学士	備考
教養教育センター	学術 1、理学 1	文学 1、教育学 2、体育学 2	体育学 1	—
医学教育センター	医学 8、理学 1	—	医学 2	—
美術学科	—	芸術学 5、文学 2、中国学 1	教育学 1	その他 1
理学療法学科	医学 2、学術 1、保健医療学 2、理学療法 1	工学 2、理学療法学 2、保健医療学 2、武道・スポーツ学 1	—	—
整復医療・トレーナー学科	鍼灸学 1、医学 2、保健学 1	健康デザイン学 1、スポーツ健康科学 1、体育科学 1	経済学 1、体育学 1、人間科学 1	—
看護学科	医学 1	リハビリテーション学 1、教育学 1、看護学 4、保健医療学 1	法学 1	その他 1

本学の専任教員の年齢構成は表 2-8-4 に示すとおりである。平均年齢は専任教員全体では 45.4 歳であるが、学科別では美術学科が 52.6 歳で最も高く、整復医療・トレーナー学科が 40.6 歳で最も低い。健康科学部に関しては年齢構成のバランスがとれている。美術学科に高年齢の教員が多いのは、3 年後に芸術学部を廃止の予定であり、教員の新旧交代を行っていないためである。

表 2-8-4 学部・学科別年齢別教員数一覧（助手を含む）

(単位：人)

年 齢	美術学科	理学療法学科	整復医療・トレーナー学科	看護学科	合 計
71 歳～	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (4.1%)
61 歳～70 歳	4 (28.6%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)	3 (21.4%)	10 (13.5%)
51 歳～60 歳	1 (7.1%)	4 (17.4%)	4 (17.4%)	4 (28.6%)	13 (17.6%)
41 歳～50 歳	1 (7.1%)	6 (26.1%)	7 (30.4%)	5 (35.7%)	19 (25.7%)
31 歳～40 歳	2 (14.3%)	9 (39.1%)	6 (26.1%)	2 (14.3%)	19 (25.7%)
～30 歳	3 (21.4%)	2 (8.7%)	5 (21.7%)	0 (0.0%)	10 (13.5%)
平 均	52.6 歳	43.0 歳	40.6 歳	50.1 歳	45.4 歳
合 計	14	23	23	14	74

※（注 1）比率は小数点第 2 位を四捨五入

## 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

### 1. 教員の採用・昇任

本学における教員の採用・昇任の方針は「了徳寺大学教員選考規程」に定められている。採用・昇任については、大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績に基づいて行うことを選考の根本基準としている。教員の採用・昇任の手順は次の図 2-8-1 のとおりである。

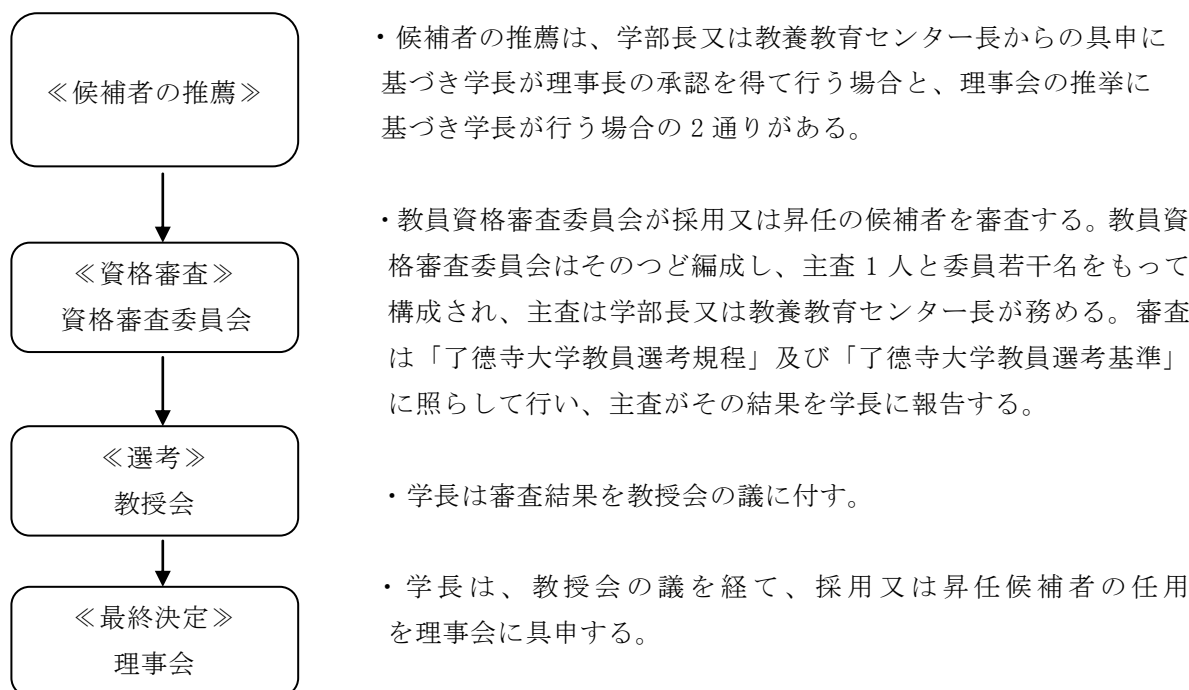


図 2-8-1 教員の採用・昇任の手順

平成 23(2011)年度に行われた教員の採用・昇任は表 2-8-5 のとおりである。

表 2-8-5 平成 23(2011)年度 教員採用・昇任についての審議一覧

内容	教員資格審査委員会	教授会
・健康科学部 教授 2 人、准教授 1 人、助教 2 人の任用(平成 24(2012)年 4 月 1 日付) ・教養教育センター 教授 1 人、准教授 1 人の任用(平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 1 回 (平成 23(2011)年 12 月 15 日)	平成 23(2011)年度 第 11 回 (平成 23(2011)年 12 月 27 日)
・健康科学部 教授 1 人、助教 1 人の任用 (平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 2 回 (平成 24(2012)年 3 月 12 日)	平成 23(2011)年度 第 18 回 (平成 24(2012)年 3 月 27 日)
・健康科学部 准教授 1 人の任用 (平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 3 回 (平成 24(2012)年 3 月 14 日)	
・健康科学部 講師 1 人の任用 (平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 4 回 (平成 24(2012)年 3 月 23 日)	

## 2. 教員評価

本学では専任の准教授、助教及び講師、助手の雇用は契約に基づく任期制を採用している。准教授、助教、講師の任期に関しては「学校法人了徳寺大学教員任期規程」に定められている。任期の満了する教員のうち、在任期間中における業績審査に合格した者が、同規程別表の定めるところに従い、一定の回数、再任される。業績審査は「学校法人了徳寺大学教員の再任時業績審査実施基準」にしたがって行われる。業績審査は「学校法人了徳寺大学教員任期規程」第3条第2項の規定に基づき、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、及び「社会貢献」の4領域にわたって行う。業績審査を受ける教員は、これら4領域にわたる教育研究業績書を自ら作成し、審査は原則としてこれに基づいて行う。4領域のそれぞれに審査項目を設定し、各項目の業務遂行状況について教員再任時業績審査委員会が評価のうえ、領域ごとの評価点及び全領域を総合した評価点により審査を行う。全領域の評価項目数は、一般教員44、芸術実技系39、体育実技系48であり、領域ごとの比率は教育活動3、学術・研究活動2、組織運営1、社会貢献1の割合である。全領域を総合した評価は、教員の職位ごとに5割から8割を到達基準値として行う。この基準値は学長が理事長の承認を得て定めている。

教員再任時業績審査委員会は主査1人及び委員若干名をもって構成し、学部長又は教養教育センター長が主査を務める。委員会は評価結果を学長に報告し、学長は審査の結果を理事長に報告する。再任の可否は、学長の意見を聴き理事長が決定する（表2-8-6）。

教授は定年制のみである。毎年度、自らの1年間の教育研究業績等を学長に申告している。この自己申告に基づいた業績評価を平成24(2012)年度から実施する。

表 2-8-6 平成 23(2011)年度 再任時審査についての審議一覧

内 容	教員資格審査委員会	教授会
健康科学部講師1人、助教4人の再任（平成24(2012)年4月1日付）	平成23(2011)年度第1回（平成24(2012)年1月31日）	平成23(2011)年度第13回教授会（平成24(2012)年2月7日）

## 3. 教員研修、FD

本学では、教員の資質向上を図ることを目的として、平成18(2006)年の開学当初から「教職員研修会議」を置き、教育目的に基づき、教育活動、教授法及び教職員の相互研鑽の支援ならびに教育効果に関して研修会や検討会を実施してきた。同会議は平成23(2011)年4月より「授業改善委員会」に名称変更し、鋭意、教員研修、FD活動に取り組んでいる。また、本学は平成19(2007)年4月から東日本の48大学・短大・高専からなる大学連携組織「FDネットワーク“つばさ”」に加盟し、“つばさ”の主催する研修会、FD合宿等に積極的に教職員を派遣し、他大学のFD担当者と交流し、得た情報を学内にフィードバックしている。現在、授業改善委員会が中心となって行っているFD活動は次のとおりである。

### ア 授業改善アンケート

開学当初より本学独自の学生による授業評価アンケートを実施してきたが、平成22(2010)年度より他大学との比較検討が可能なFDネットワーク“つばさ”の授業改善アン

ケートを採用した。アンケート結果は、教員にフィードバックされ、教員はこれをもとに授業改善のための「リフレクションペーパー」を作成する。

なお、アンケート結果は、“つばさ”発行の『研究年報』、本学のホームページ及び構内掲示板に公表されている。

### イ 公開授業・検討会

前期と後期にそれぞれ1回ずつ公開授業を行っている。授業後に検討会を開催して教員相互による授業評価票を用いた意見交換を行い、授業改善につなげている（表2-8-7）。

### ウ FD ネットワーク “つばさ” の活動への参加

FD ネットワーク “つばさ” の主催する研修会、ワークショップ、FD 合宿に教職員を派遣し、その成果について報告会を開催している。また平成23(2011)年2月には、本学において “つばさ” の協議会を開催し、本学を含め30校64人の参加があった（表2-8-8）。

### エ 研修会及びワークショップ

表2-8-9に示すとおり、授業改善委員会は平成23(2011)年5月以来研修会を通じて「入学者受入れの方針」「教育課程の編成・実施の方針」「学位授与の方針」の策定を行ってきた。これら三つの方針は独立した別個のものではなく、大学の人材育成の目標を定め、その目標を達成するために最もふさわしい学生を受入れ、その学生に最もふさわしい教育課程を編成・実施するための方針という一貫した体系をなさなければならない。教員がこの体系の中で自らの担当科目が占める位置を確認し、教育課程の中で科目がもつ意味を理解するためには、三つの方針の策定に教員自らが積極的に参画することが重要である。この観点から、平成23(2011)年度の研修会では、学位授与の方針を明確にする作業から始めて、教育課程編成・実施の方針の確認を行った。その際、後者の作業に当たっては大学設置時の教育課程編成・実施の方針の再確認にとどまったので、平成24(2012)年3月13日のFDワークショップでは、観点別に記述された学位授与の方針と各授業科目の到達目標の体系性を示すカリキュラムツリーの作成と、各学科の教育目標に沿った入学者受入れの方針の策定を行った。これにより、三つの方針の相互関連の概要が明らかになったが、平成24(2012)年度には、各授業科目のシラバスに踏み込んだカリキュラムマップを作成し、担当教員が掲げる個別学習目標と学位授与の方針との関連を明らかにする予定である。これにより、各教員が入学から学位授与までの流れの中で、自らの担当科目が占める位置を明らかにするとともに、必要に応じてその授業内容を変更し、あるいは既存の科目の統廃合や新規授業の開講等を通じた教育課程の改善に結びつける。



表 2-8-7 平成 23(2011)年度 公開授業・検討会

公開授業・検討会	実施日	授業名及び授業担当者
第 1 回全学公開授業・検討会 (公開授業 21 人、検討会 8 人参加)	6 月 14 日	授業名：「老年期障害理学療法学演習」 担当：理学療法学科 盆子原秀三 教授
第 2 回全学公開授業・検討会 (公開授業 18 人、検討会 16 人参加)	11 月 22 日	授業名：「看護技術 I」 担当：看護学科 入江多津子 教授

表 2-8-8 平成 23(2011)年度 学外 FD 研修

実施日	研修会名称等
6 月 11 日	第 7 回 FD ネットワーク “つばさ” FD 協議会 2 人参加
8 月 30 日	山形県立保健医療大学 第 2 回 FD 研修会 1 人参加
8 月 30 日、31 日	第 11 回 山形大学 FD 合宿セミナー 2 人参加
2 月 11 日	第 8 回 FD ネットワーク “つばさ” FD 協議会 2 人参加

表 2-8-9 平成 23(2011)年度 学内研修会

研修会名	実施日	研修内容等
第 1 回研修会 (47 人参加)	5 月 19 日	講演会：「大学評価の意義と目的 ～機関別認証評価を中心に～」 独立行政法人大学評価・学位授与機構 特任教授 川口昭彦先生
第 2 回研修会 (45 人参加)	8 月 25 日	ワークショップ：三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・ 実施の方針）の策定について（1 回目）
第 3 回研修会 (45 人参加)	9 月 14 日	ワークショップ：三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・ 実施の方針）の策定について（2 回目）
第 4 回研修会 (38 人参加)	3 月 13 日	ワークショップ：三つの方針（平成 25 年度入学者受入れの方針、 教育課程編成・実施の方針）の策定について

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 1. 教養教育を行うための組織上の措置

本学では、教養教育による文化的な人格の形成と専門教育による専門能力の開発を体系的に行うことにより、次代を担う人材を育成することを教育の基本理念としている。この理念を具現化するため、組織上においても学部と同列の独立した組織として教養教育センターを置いている。教養教育センターは、2-8-①の項に掲げた表 2-8-2 の各学科の教員のうち、教養教育及び教職課程を担当する教員により構成されている。担当科目別に見た現在の構成員は英語 2 人、情報 1 人、心理学 1 人、教育学 2 人、体育学 2 人の計 8 人である。ほかに、美術学科所属の 5 人の教員が看護学科の教養教育科目を担当している。

#### 2. 教養教育を行うための運営上の責任体制

教養教育センターの運営に関しては「了徳寺大学 教養教育センター規程」第 3 条（センターの運営）に次の活動を行うよう定められている。

- ① カリキュラム、シラバスの点検等教育の一層の改善を図るための調査検討

② 構成員相互の交流協力

③ 構成員と教養教育科目担当兼任教員との交流協力

①に関しては、平成 23(2011)年度に専門科目のカリキュラム改善の一部として現行カリキュラムを一部変更し、平成 24(2012)年度から実施することとしたが、教養教育科目については、初年次教育科目、社会人としての能力・態度育成のためのキャリア教育科目等も考慮した抜本的な改正が必要であるとの考えから、平成 24(2012)年度にこれを検討することとした。

②に関しては、毎月 1 回定例会議を開催し、准教授以下の構成員に教授会における審議・報告の内容を説明するとともに、学科研究費の使途、カリキュラムの問題点等を話し合っている。

③については、兼任教員の担当科目に問題が生じたときにはセンター長が個別に対応してその解決に当たっている。

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①については大学設置基準、ならびに理学療法士、柔道整復師、保健師助産師看護師に関する指定規則の定める必要人数を満たしており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置がなされていると判定できる。

2-8-②については教員の採用・昇任等、教員評価が規程に定められており、これにしたがって採用・昇任、任期制に基づく再任時審査が行われている。また、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組みとしては、授業改善アンケートの実施とアンケート結果に基づくリフレクションペーパーの作成、公開授業・検討会、FD 研修会の実施等の活動を活発に行っている。

2-8-③の教養教育実施のための体制の整備については、学部と同列に位置する組織として教養教育センターを設置し、これを責任母体として教養教育の運営を行っている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

2-8-①については、今後とも教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に留意し、欠員の補充、新規採用等を行っていく。

表 2-8-2 に見られる理学療法学科と整復医療・トレーナー学科における教員の男女比の問題については、現在の在学生のうち、理学療法学科在生では 44%、整復医療・トレーナー学科では 37%が女子学生であることから、教育面から考えて教員の男女比のバランス改善を目指す必要があると思われる。今後はすぐれた女性の人材を積極的に採用していく。

2-8-②の教員の資質・能力の向上への取り組みについては、授業改善委員会の活動を通じて適切に行っており、今後も継続してこれらの活動を積極的に推し進める。とくにリフレクションペーパーについては、従来は自己反省の範囲にとどまる傾向があったが、前学期との比較や、内容の公開等をもとに、実際の授業改善につながるシステムを委員会での討議を通じて構築していく。

2-8-③については教養教育センターが運営に責任を負っているが、兼任教員も数多いことから、構成員と兼任教員全員の間で本学における教養教育の目標・目的、実施の方針等に関して意思の統一を図っていく。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 15,483.72 m<sup>2</sup>（大学設置基準上必要な校地面積 9,600 m<sup>2</sup>）、校舎面積 19,095.2 m<sup>2</sup>（大学設置基準上必要な校舎面積 13,453 m<sup>2</sup>）であり大学設置基準を満たしている。また、理学療法士、柔道整復師、保健師助産師看護師、各々の指定規則に適合する施設を完備している。

校舎は 6 階建てで構成されている。平成 18(2006)年に竣工した新しい建物であり耐震基準に適合している。また、多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内表示及び階段手すりなど、バリアフリーに配慮した構造となっている。

施設設備のメンテナンスは専門の業者に委託し定期的に行っており、安全を保っている（表 2-9-1）。

表 2-9-1 建物と主要施設

建物名	延床面積(m <sup>2</sup> )	階	主要施設
本館	19,095.2	1 階	事務室、図書館（パソコンルーム）、保健室、売店、エントランス、学生相談室、学生オープンルーム
		2 階	講義室、演習室、学友会室、男子ロッカー、談話ロビー、整復医療・トレーナー学科実習室
		3 階	演習室、情報処理教室、美術学科実技室、看護学科実習室、女子ロッカー、作品保管室
		4 階	演習室、美術学科実技室、基礎医学系実習室、理学療法学科実習室、整復医療・トレーナー学科実習室、男子ロッカー、女子ロッカー
		5 階	学長室、研究室、会議室、印刷室、総合文化研究所、応接室、学生サポートコーナー、非常勤講師室、休憩コーナー
		6 階	理事長室、学生食堂

### 1. 教室

講義室は 300 人の大教室、100 人の中教室、50 人の教室があり、演習は 10 人程度の演習室を用意している。講義室はすべて AV 機器等によるマルチメディアに対応した装置を備えている。

また、実技のできる部屋は、芸術学部用の実技室が 10 教室、理学療法学科実習室が 6

教室、整復医療・トレーナー学科実技室が2教室、看護学科実技室が1教室、基礎医学系実習室が4教室となっている。各実習室にはそれぞれ教育に必要な各種実験、実習ができる十分な設備を備えている。これらの実技室、実習室は授業に使用するほか、学生が空き時間を利用して自学自習に使用している。

## 2. 体育施設

体育館は、トレーニングルーム、シャワールームなどを完備し、授業及び課外活動で使用している。トレーニングルームは、用具の使用についての講習会を受講した学生は利用が可能となっている。運動場は浦安キャンパスと了徳寺大学スポーツパーク（千葉県若葉区）にそれぞれある。了徳寺大学スポーツパークは野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート（10面）、ミーティングルーム、シャワールームを備えた総合運動施設であり、授業及び課外活動に使用している。また、学生の使用に支障がない限りにおいて学外の団体や地域の住民にも使用を許可している。

## 3. 情報サービス施設

本学の情報サービス施設は「了徳寺大学情報処理センター規程」に則り、管理・運営している。

学生が使用可能なコンピューターは、情報処理教室に60台、パソコンルーム（附属図書館内）に52台を設置している。情報処理教室は、主に講義で使用し、講義外は学生が自由に使用できるよう開放している。パソコンルームは、図書館開館時間内であれば自由に使用できる。学生は各自のID、パスワードを用いてコンピューターを使用できる。

学生には、入学時にメールアドレスが付与され、課題提出や就職活動に利用している。学内サーバーに、学生が使用できる共有フォルダーを設置している。共有フォルダー内に講義用フォルダーがあり、予習・復習用として、講義資料データを閲覧できる。また、学内WEB掲示板もホームページ上に掲載しており、休講・補講情報などを学外からも閲覧することができる。

## 4. 図書館

本学の附属図書館は、「学校法人了徳寺大学附属図書館規程」、「了徳寺大学附属図書館利用規程」に則り、管理・運営している。

図書館は、閲覧席284席、コンピューター52台、スタディールーム6室、グループ研究室2室、閉架書庫一室で構成され、蔵書は芸術及び医療の専門書を中心に23,147冊である。開館時間は、平日8:30～20:20、土曜日9:00～16:50で、年間利用実績（平成22(2010)年度）は延べ136,678人となっている。所蔵図書及びAV資料は全てデータベース上で検索可能である。

## 5. 自習室等

健康科学部の4年生（現在は理学療法学科と整復医療・トレーナー学科のみ）は国家試験を控えていることから、専用の自習室を用意し、空き時間を利用していつでも勉強ができるように配慮している。

学生数の増加に伴い2階学生専用ロビーが、満席状態になったので、平成23(2011)年度7月より、1階売店奥の空き教室を学生オープンルームに転用した。

### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

英語の授業については1クラス20人前後で編成し、少人数できめ細かい指導ができるよう工夫している。教養教育科目については、英語、情報、体育科目を除いては平成22(2010)年度まで1科目1開講を基本としていたが、平成23(2011)年度より学生数の増加に伴い、一部の必修科目については2開講に増やし教育効果を高めるようにした。

各学科の専門科目については、表2-9-2のとおり指定規則に沿った少人数・複数担当で行っている。

表 2-9-2 少人数授業の実施状況（平成23(2011)年度実施例）

学科名	授業名	実施状況
理学療法学科	運動学実習	108人の学生を教員5人で担当している。学生を八つのグループに分け、1人の教員が4グループを、他の4人の教員が1グループを担当する。そして2コマごとに担当グループをローテーションする。
整復医療・トレーナー学科	臨床整復医療実習Ⅰ	99人の学生を教員2人と助手3人で担当している。
看護学科	看護技術Ⅰ	103人の学生を常時教員6人で担当している。

#### (1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

#### (2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学設置基準及び指定規則に沿った校地・校舎等を有し、教育研究の目的を達成するための施設・設備を適切に運営・管理している。

また、授業は適切な規模の教室で実施し、クラス分け、グループ分けにより教育効果を高める工夫をしている。

#### (3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

今後とも教育目標の達成のために施設・設備の整備と維持には継続的に努力していく。看護学科は、指定規則に沿い学年進行に応じて講義室、実習室及び実技室を整備する。また、学生数の増加に伴い、自習室の確保、コンピューター数の増加、蔵書の増加、談話ロビー・学生食堂などの充実などが今後の課題となっている。大学全体として教育環境の充実を図る。



## **【基準 2 の自己評価】**

基準項目 2-1～2-9 の自己判定に基づき、基準 2 を満たしている。

### **1. 基準項目 2-1 について**

本学は入学者受入れの方針を明確に定め、明示している。学生の受入れについては、入学試験本部会議が入学者受入れの方針に沿って試験の実施方法と内容を策定し、組織的に入学試験を実施している。オープンキャンパスの実施、開発部の募集活動などによって入学定員の充足率は、募集停止となっている芸術学部を除く健康科学部の全学科で毎年 119% から 130% であり、学生数は収容定員を確保しており、ほぼ適切な数の学生を受入れている。

### **2. 基準項目 2-2 について**

教育目的に基づいて「教育課程編成・実施の方針」を策定して明示するとともに、その方針に沿って教育課程を編成している。授業については教育目的を達成するために、様々な形態を用意している。また、教室だけでなく美術学科においては、美術館や博物館での鑑賞や、理学療法学科ではプレ実習の実施など、外部施設を利用して授業方法も工夫している。教育方法の改善については、授業改善委員会を置き教員と職員が協力して任に当たっている。

### **3. 基準項目 2-3 について**

学修及び授業の支援のために、学生担任制、オフィスアワー、教務関係ガイダンスなど様々な制度を設けて多くの側面で教職員が協働して任に当たっている。

### **4. 基準項目 2-4 について**

学位授与の方針を策定するとともに、単位認定、卒業認定等は学則及び履修規程に則り行っている。

### **5. 基準項目 2-5 について**

学生の進路支援は、進路支援本部会議を中心としてキャリア教育部、相談指導部が担当している。社会的・職業的自立のための支援を教育課程はもとより、教育課程外においても実施している。

### **6. 基準項目 2-6 について**

教育目的の達成状況の点検として、授業改善アンケート、大学生活に関するアンケート、学修状況調査を実施し、資格取得状況、就職状況、国家試験合格状況等を検証している。これらの調査の結果は各学科・教員にフィードバックし、それぞれの教育改善に活用している。

### **7. 基準項目 2-7 について**

学生生活の安定のために、経済的支援、課外活動支援、健康相談・心的支援等を行って

いる。経済的支援は、各種奨学金の案内とともに大学独自の奨学金及び特待生制度を導入している。クラブ・サークル、学友会等の課外活動は、学生委員会、学生課が中心となって支援している。健康相談は保健室で学校医と看護師が、心的支援はメンタルサポートセンターで臨床心理士が担当しており、相談内容によっては保健室とメンタルサポートセンターが連携をとっている。

#### **8. 基準項目 2-8 について**

教員数及び配置は、大学設置基準、各指定規則に則った必要数を確保しており、年齢構成についてもバランスが取れている。教員の採用・昇任及び任期制による再任時審査は、規程に則り行っている。教員研修（FD 活動）として、授業改善アンケート、公開授業・検討会、学外 FD 研修会及び学内研修会を行っている。教養教育の全ては、教養教育センターが責任を負っている。

#### **9. 基準項目 2-9 について**

本学の校地・校舎面積は大学設置基準を満たしている。授業は適切な規模の教室で実施し、クラス分け、グループ分けにより教育効果を高めている。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**3-1 経営の規律と誠実性**

《3-1 の視点》

**3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明**

学校法人了徳寺大学は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として設立しており、理事会の決議に基づいて学生が真摯に学ぶ場として了徳寺大学を設置し、学則により教育研究の基本方針を定めている。大学設置の目的を具現化するため、「自立、連帯、希望、友愛」の開学の理念のもと（5 ページ）、学生の人格を最大限に尊重することを運営理念に、教職員が連携協力して学生の学修支援を行うことを経営の基本路線としている。この基本路線の行動指針として、三つの柱から成る「学校法人了徳寺大学憲章」（表 3-1-1）を定め、役員及び教職員個々への通知及び校舎エントランスホールへの掲示（図 3-1-1）により趣旨を浸透させ、全員が職務遂行の信条として日々の職務に取り組むこととしている。

表 3-1-1 学校法人了徳寺大学憲章

<p>学校法人了徳寺大学憲章</p> <p>学校法人了徳寺大学の役員及び教職員は、人々が美しい花を咲かせるため「開学の理念」とともに、以下の行動指針を信条とします。</p> <p>1 学生とその家族の人生を咲かせる 質の高い、熱い教育を通して、学生に誇りと自信を与え、礼節と和を貴ぶ心を養い、本学に集う全ての学生とその家族の夢と希望が実現するよう努めます。</p> <p>2 教職員とその家族の人生を咲かせる 高等教育に携わる誇りを持ち、その職務に専念し、自己の研鑽と不断の努力により、自らとその家族の人生を咲かせます。</p> <p>3 地域の人々の人生を咲かせる 地域社会との共存をはかり、地域の人々が人生を咲かせる一助となるよう、健康で文化的な明るい地域社会の創造に貢献します。</p>
--

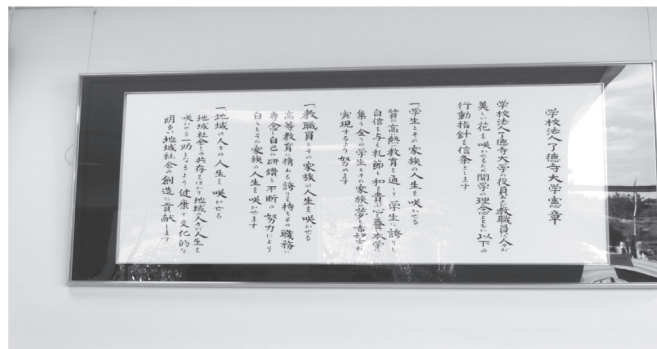


図 3-1-1 学校法人了徳寺大学憲章（校舎エントランスホール）

### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

健全な教育環境を保全し、もって大学の使命及び目的を達成するため、教育課程の実施、授業外の学修指導、学生の厚生補導の場において、学生本位の支援が行われ、学生の人格が尊重されるよう教学運営を実施している。大学に組織している企画会議、教授会、学内委員会等において管理運営の方針や具体的方法を検討する際は、学生の人格尊重、学修支援効果を尺度にしている。文書による事業の実施を決定する場合は、文書審査の段階において前記と同様の判断をしている。日常の学生支援活動において目的に沿った実施がなされているか、企画会議、教授会、学内委員会等において検証している。不本意な事態が確認された場合、以下の3-1-④に述べるとおり組織的に是正する体制を整えている。

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校法人了徳寺大学は、私立学校法に基づき寄附行為を定め、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として設立しており、設置する大学が、学校教育法、同法施行規則及び大学設置基準、その他諸法令の定めるところに則って管理運営を行うため、学則、法人規則及び大学規則を定めている。大学運営に法令違反が生じないよう事業決定に際して文書取扱責任者が審査し、決定関与者及び決定権者が確認している。日常の運営に際しては、事務局の担当課が進行管理している。法令と大学諸規定との対比は、概ね表3-1-2のとおりである。

表 3-1-2 関連事項と法令・大学の規定

事 項	法 令	大 学 の 規 定
学校法人の設立、管理運営	私立学校法各条	寄附行為各条
学長等の教職員の配置	学校教育法第 58 条各項	学則第 50 条
学長の職務	学校教育法第 58 条各項第 3 項	学則第 51 条第 1 項
教授会の設置	学校教育法第 59 条	学則第 52 条
教授会の審議事項	学校教育法施行規則第 67 条	学則第 54 条
研究所の付置	学校教育法第 61 条	学則第 58 条
入学資格	学校教育法第 56 条 学校教育法施行規則第 69 条	学則第 21 条
学長の資格	大学設置基準第 13 条の 2	学長任用規程第 2 条
教員の資格	大学設置基準第 14～17 条	教員選考規程第 2～7 条
授業期間	大学設置基準第 22～23 条	学則第 7 条、8 条
教育課程の編成方法	大学設置基準第 20 条	学則第 12 条、13 条
授業の方法	大学設置基準第 25 条	学則第 14 条
成績評価基準等の明示	大学設置基準第 25 条の 2	履修規程第 2 条、10 条
授業改善のための組織的な研修及び研究	大学設置基準第 25 条の 3	授業改善のための研修及び研究に関する規程
卒業の要件	大学設置基準第 32 条	学則第 36 条

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

少子化社会の中において適格な入学者を確保し、能力の高い卒業生を送り出す教育と、新しい知的ストックを積み上げる研究を行い、もって社会に貢献するという大学の公的使命を全うするため、安全で快適に学修、教育、研究、就業できる環境の提供に努めている。

#### 1. 教育・研究環境への配慮

本学校地は、東京都心に近い限られた敷地を有効に活用し豊かな外部空間を造成している。校舎は、普通教室、情報処理教室のほか、実習・実技にウエイトを置いたカリキュラムに見合った実習室・実技室を用意している。開設後2回にわたる学科増設の際にも、それぞれの用途に沿った教室を設けた。その他、図書館や福利厚生施設、教員研究室を整備し、学生及び教員の利用に供している。これらの施設は、毎年度、空気環境測定、飲料水水質検査、害虫防除（表3-1-3）、福島原発事故後の放射線量測定（表3-1-4）、建物・設備の法定検査及び自主点検を実施し、良好な教育研究環境を保全している。また、「了徳寺大学保健管理センター規程」及び「教職員衛生管理規程」により学生・教職員の健康管理と良好な教育環境・職場環境の形成に努めている。

また、情報セキュリティ事故防止のため、ネットワークの強化、ファイアーウォールの厳重化、コンテンツフィルターの導入、サーバ・クライアント端末の定期的メンテナンス、学生・教職員へのID・PASS発行、PC端末・データの持ち出し禁止の周知徹底、IT活用使用配付、セキュリティ講座開催などを行っている。

表 3-1-3 平成 23(2011)年度各種点検結果表

	点検・測定実施日	点検・測定項目	点検・測定結果
1	4月8日(金)	害虫防除	良好
2	5月30日(月)	空気環境測定	問題なし
3	6月8日(水)	害虫防除	良好
4	7月28日(木)	空気環境測定	問題なし
5	8月19日(月)	害虫防除	良好
6	9月29日(木)	空気環境測定	問題なし
7	9月29日(木)	飲料水水質検査	適合
8	10月7日(金)	害虫防除	良好
9	11月14日(月)	空気環境測定	問題なし
10	12月8日(木)	害虫防除	良好
11	1月30日(月)	空気環境測定	問題なし
12	2月8日(木)	害虫防除	良好
13	3月26日(月)	空気環境測定	問題なし
14	3月29日(木)	飲料水水質検査	適合

※ 点検・測定項目：「空気環境測定」、「飲料水水質検査」、「害虫防除」



表 3-1-4 平成 23(2011)年度放射線量測定結果表

日 時	場 所	測定値 (マイクロ SV/h)
平成 23(2011) 年 9 月 13 日	校舎前 (南西側) 空き地の北東隅 (地上 0cm)	0.13
	校舎前 (南西側) 空き地の北東隅 (地上 30cm)	0.13~0.18
	校舎前 (南西側) 空き地の北東隅 (地上 50cm)	0.14~0.18
	モネ池の中央橋附近	0.1~0.14
	モネの庭の花壇	0.09~0.11
平成 23(2011) 年 10 月 11 日	エントランス出入口 (建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み (校舎寄り)	0.16
平成 23(2011) 年 11 月 8 日	エントランス出入口 (建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み (校舎寄り)	0.09
平成 23(2011) 年 12 月 13 日	正門入り口付近の側溝 (門扉横)	0.09
	校舎前 (南西側) 空き地の中央	0.1
	校舎前 (南西側) 空き地の北東隅	0.09
	校舎前 (南西側) 空き地の西側フェンス寄りの植木鉢 泥	0.09
	グラウンドバスケットゴール附近側溝 (南側)	0.11
	自転車置き場のグラウンド側の雨樋下 (中央 2 箇所)	①1.98 ②1.50 (※1)
	駐輪場入り口のマンホール (北側)	0.1
	駐輪場と駐車場の境界植込み入り口寄り (北側)	0.09
平成 24(2012) 年 1 月 17 日	エントランス出入口 (建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み (校舎寄り)	0.09
	自転車置き場のグラウンド側の雨樋下 (中央 2 箇所)	①0.11 ②0.12
平成 24(2012) 年 2 月 14 日	エントランス出入口 (建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み (校舎寄り)	0.11
	自転車置き場のグラウンド側の雨樋下 (中央 2 箇所)	①0.1 ②0.1

(※1) 自転車置き場の雨樋下に関しては、環境省基準値 0.23 マイクロ SV/h を超えているため 40 平方 cm 深さ 40cm の土を掘り盛り土をした。その後の測定では①0.09 マイクロ SV/h、②0.10 マイクロ SV/h と他と変わらない値になった。また、採掘した土は空き地に 1 平方 m 深さ 1m の穴を掘り埋め 40cm の盛り土をした。埋めた 2 箇所の値①0.10 マイクロ SV/h、②0.09 マイクロ SV/h。

## 2. 人権への配慮

学生及び教職員の人権は最大限尊重されるべきとの理念から、「人権侵害の防止」「個人情報保護」「公益通報者保護」に関する規定を定め、人権侵害の防止及び人権侵害行為が生じた場合の問題解決について組織的に取り組むこととしている。

「人権侵害の防止」については、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、誹謗中傷、その他の人権侵害行為の防止及び問題発生時の措置を行うため人権委員会を設置し、また、常時人権問題に対処できるよう相談員を置くとともに事務局内に人権擁護室を

設けている。平成 23(2011)年度は、学生からの申し立てを受けた 1 件について人権委員会を開催し、問題を解決した。

「個人情報の保護」については、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であるとの認識に基づき、個人情報の取得、利用、提供及び開示等に関して教職員に責務を負わせ、人権侵害行為の発生を防止する体制をとっている。保護を適正に行うため学長を委員長とする個人情報保護委員会を置いている。最大の注意を払い個人データを取り扱っており、現在まで不適正な事態は発生していない。

「公益通報者保護」については、大学の自浄作用を高め、法令又は本学諸規定違反行為等の早期発見と是正を図り大学の健全な発展に寄与することを目的として、通報者が不利益な取扱いを被らないようにする体制を制度化している。理事長のもとに置いている通報処理委員会を核として問題の対処に当たることとしている。現在まで、該当する事態は発生していない。

以上のみならず、個々の事情を持つ学生の人権について、日常、重点的に取り組んでいる。平成 23(2011)年度現在、三つのケースがあり、①生物学的性と自己認識が一致しない学生について、不一致を人格権として認め、本人の意向を最大限尊重した学校生活が享受できるような配慮を行っていること、②聴覚の不自由な学生には、学習権を尊重するため、大学で同級生のボランティアを募り、授業におけるノートイクの支援を行っている。各授業担当教員には聴き取り易いよう配慮を促しており、全教員の理解を得ていること、③車椅子使用の学生には、エレベーター及び校舎棟各階と体育館に多目的トイレの施設設備を設置している。授業では担当の各教員が個別に配慮しており、これを全教員の共通理解として周知していること、である。

### 3. 安全への配慮

学生及び教職員の安全保持及び災害防止について、就業規則に教職員の努力目標を定めている。具体的行動指針として、防火・防災管理に必要な事項を「了徳寺大学消防計画」に定め、管理権原者のもとに防火・防災委員会を設置して具体的な活動内容・方法を検討し、防火・防災組織の運用と訓練を実施している。東日本大震災後、定例の防災訓練において立地条件を踏まえた津波避難訓練を行った。引き続き同様の訓練を実施することを計画している。自然災害に関し、通学経路である JR 京葉・武蔵野線は強風による運休・遅延が多発するので、休講その他緊急事態の情報を「WEB 掲示板」に掲示し、学生・教職員連絡体制の万全を図っている。平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災の際にも、この連絡体制によって入学予定者を含む学生の安否を 4 日間でほぼ 100%確認することができた。

また、人為的不祥事である校内への不法侵入を防止するため、校舎棟 1 階出入口を防犯カメラで常時監視し被害を防止している。廊下、階段等には随所に防犯カメラを配置するとともに職員が校舎内を定期的に巡回し、学生・教職員が被害者にならないよう注意を払っている。駐輪場も常時カメラで監視し盗難に備えている。学生には、実習、学外活動などの際の事故及び通学時における交通事故に適用できる「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入させるほか、任意保険にも加入を勧めている。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公開については、本学のホームページ上に開学の理念、学則、各学科の教育目的、教員の紹介、入試状況等が公表されている。

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条により、平成 17(2005)年度以来の決算書である、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）、事業報告書、監査報告書を事務局に備え付け、「学校法人了徳寺大学情報公開に関する規程」に基づき利害関係者の閲覧請求に応じて閲覧に供している。

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①については、「開学の理念」のもとに教職員の職務に関する行動指針として「学校法人了徳寺大学憲章」を定め、役員と個々の教職員に通知している。

3-1-②については、健全な教育環境を保全し、学生本位の支援が行われ、学生の人格が尊重されるよう教学運営を行っている。

3-1-③については、大学の設置、運営に関する法令に則り管理運営を行っており、学則及び諸規定を定め、法令違反が生じないよう決定関与者及び決定権者が確認している。

3-1-④については、建物・設備の法定検査及び自主点検を実施し良好な教育研究環境を保全している。また、学生・教職員の健康管理と良好な教育環境・職場環境、人権への配慮を行っている。

3-1-⑤については、教育情報はホームページに公表し、財務情報は請求に応じて閲覧に供している。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の大学の設置、運営に関する法令を遵守し、大学設置の目的を具現化するために継続的な努力をしている。

安全の配慮として、東日本大震災後も、定例の防火・防災訓練のほかに本学の立地条件に鑑み、津波避難訓練を取り入れた。さらに、本学は医療系 3 学科を擁する大学であり、浦安市の避難所に指定されていることから、今後は、本学の持つ医療分野における人的資源を緊急時における地域の救急活動に活用できる体制を構築することを考えている。

教育情報はホームページ上に公表している一方で、財務情報は閲覧請求があった場合に公表している。平成 24(2012)年度からは、財務情報についてもホームページ上で公表していく。

### 3-2 理事会の機能

#### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、大学の開学の理念を具現化するため、学則及び諸規定を制定し、管理運営体制を組織している。

#### 1. 理事会

寄附行為に基づき理事会を置き、次の重要事項について審議することとしている

- ・ 予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告に関する事項
- ・ 学部、学科の設置、廃止、名称変更に関する事項
- ・ 寄附行為に定められた役員、評議員の選任に関する事項
- ・ 寄附行為の変更に関する事項
- ・ 学則等重要な規程の制定、改正に関する事項
- ・ 土地建物等不動産の購入、取得に関する事項

平成 23(2011)年度は、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改正、学則変更、役員の変更等について審議・決定した。

理事の定数は、5 人以上 7 人以内で構成され、理事のうち 1 人を理事長としている。理事長は理事総数の過半数以上が出席した理事会において、出席理事総数の過半数以上の決議により選出している。

理事の選任区分は寄附行為第 6 条に定められており、「了徳寺大学長」(1 号理事)、「評議員のうち評議員会において推薦された者のうちから、理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内」(2 号理事)、「本法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうちから、理事会の過半数の議決によって選任した者 2 人以上 4 人以内」(3 号理事)とされている。平成 23(2011)年 5 月 1 日現在では、1 号理事 1 人、2 号理事 2 人、3 号理事 4 人の計 7 人である。任期は 2 年としている。平成 23(2011)年度は理事会を 4 回開催し、出席率は平均 82%であった。

#### 2. 常任理事会

理事会のもとに理事長及び常勤の理事で構成する常任理事会を置き、理事会の包括的授権に基づき大学の日常業務を決している。このほか、緊急の必要があるため理事会を開催する時間的余裕のないときは、前記以外の業務を先決することができることとしている。平成 23(2011)年度は 1 回開催し、平成 23(2011)年 3 月 11 日に起きた震災の影響による補正予算について先決した。

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制は戦略的に整備されている。

理事の役員等の選考や採用に関する規定は「学校法人了徳寺大学寄附行為」に明確に示されており、理事会は、寄附行為に基づき大学運営に係る案件、役員を選任や解任及び退任について適正に審議決定している。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的を達成するために、現在の「寄附行為」に定められた管理運営体制をベースに、大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を整備充実する。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### 《3-3 の視点》

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学運営の体制については、学則において管理運営組織を定め、学長が校務をつかさどり、教授会において教学に関する重要事項を審議することをその柱としている。学長の統督のもとで校務を分担する学部長、附属図書館長、教務部長、学生部長の設置とその職責も学則で定めている。

新設大学である本学は、完成年度終了までの4年間、設置者である学校法人が経営及び教育・研究の具体的実施状況について、細部にわたり設置後アフターケアとして文部科学省の指導を受けてきたところであり、これに対応する体制として、教育・研究の実施を含む全ての意思決定について理事会が直接責任を負ってきた。

アフターケア期間が満了した平成22(2010)年度に至り、全学的に開学の理念の具現化について共通認識が醸成されてきたことに伴い、教育・研究の実施方針及びその具体的実施に関する事項について、学長を頂点とする教学組織に権限を委譲した。現在は、学長等の職責及び決定権限を規定した「了徳寺大学事案決定実施要綱」に基づき大学運営を行っている。各職の職責及び委譲権限は、概ね次のとおりである。①学長は、校務をつかさどり所属職員を指揮監督し、理事会で設定した教育・研究の基本方針を具現化するための教学運営上の重要事項を決定する。ただし、委譲を受けて決定した案件のうち学校法人の経営に影響を及ぼす内容を含む場合は、あらかじめ理事長の承認を受けること、及び特に重要な事項は、適宜、理事長に報告するものとしている。②副学長は、学長を補佐し、学長不在のとき、その職務を代行する。平成22(2010)年度から空席である。③教務部長、学生部長は、学長の命を受けて、学長の定めた実施方針に基づき個別具体的事項を決定し、附属図書館長は、「了徳寺大学附属図書館規程」及び「了徳寺大学附属図書館利用規程」に基づき処理する事項を決定する。学部長は、学長の命を受けて、学部の教育・研究をつかさどる。

また、学長を補佐する機関として、大学運営の重要事項を協議するため、学長を議長とし、学部長、附属図書館長、教務部長、学生部長及び事務局長等で構成する「企画会議」を設置し、定例会を月1回、必要に応じて臨時会を随時開催している。この会議において構成員相互の共通認識を形成し教学運営の一体化を図るとともに、教授会への提出議題及びその内容について合意し、学長の意思決定をバックアップしている。



### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

教学運営の執行に当たっては、大学の基本組織による意思決定及び業務実施体制によるほか、基幹となる重要事項については本部組織を設け、学長が本部長として学内意思統一の上、実施の陣頭指揮に立っている。入学試験本部、進路支援本部、公的研究費不正防止計画推進本部がそれである。入学試験は、本部会議が審議した基本方針及び入学試験実施の統括のもと、入学試験委員会が入学者選抜の準備、実施及び実施に係る企画を行い、毎年度円滑に業務を進めている。

学長は、以上の本部組織のほか、学生懲戒委員会、防火・防災委員会や理事長のもとに設置している人権委員会、個人情報保護委員会、自己点検・評価委員会の委員長として意見の取りまとめを主導し、学長としての意思決定につなげている。

また、教務、学生、研究等の委員会を学長の諮問機関として位置づけ、学長は各委員長からの意見具申を受け、必要と判断した事項を教授会に提案する体制をとっている。

なお、以上の意思決定にあたり配慮する一つとして、学生からの要望を「大学生活に関するアンケート調査」（基準項目 2-6-①）や大学への要望・相談（基準項目 2-7-②）にて受け付けている。また、保護者からの要望を、日ごろからの電話等による受付はもちろん、毎年保護者会を開催し、大学に対する事前アンケートや保護者会での個別面談にて要望を聞く機会を設けている。

学生・保護者の要望については、直ちに回答を行うとともに、要望を企画会議で協議し、極力反映できるよう心掛けている。

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①については、学則で管理運営組織を定め学長が教学に関する校務をつかさどり、教授会において教学に関する重要事項を審議している。また、学長を補佐する機関として企画会議を設置して教学運営の一体化を図っている。

3-3-②については、企画会議において学長と部局長間の調整、合意を行い、教学運営に当たっている。基幹となる重要事項は学長が本部長となって、実施の陣頭指揮に立っている。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アフターケア期間終了後、学長等の職責及び決定権者に関して「了徳寺大学事案決定要綱」に基づき大学運営を行っている。

基幹となる重要事項について学長が陣頭指揮に立っているが、現在、学長を補佐し、不在のときその職務を代行する副学長が空席となっている。今後、副学長を選任し万全の体制を整える。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4の視点》

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長を代表者とする理事会及び学長を頂点とする大学執行部との意思疎通を図り、もって法人運営及び大学運営の円滑化と大学の発展を期することを目的として、理事長・理事若干名及び学長・学部長・教務部長・学生部長・附属図書館長・事務局長で構成する「合同会議」を「了徳寺大学合同会議要綱」により設置している。平成23(2011)年度は、同要綱第4に定める会議を1回、第6に定める小会議を8回開催し、法人と大学が、各々の現状と問題点について相互理解を深めるとともに、この会議で合意した国家試験対策用学習室の設置、夏季休業中の図書館を含めた校舎棟開館時間の延長、特別研究生の制度化を実現した。また、多人数授業の解消について合意した。

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の管理運営については、法人の業務及び財産の状況を監査する機関として寄附行為により監事を置いている。監事は、理事会において法人の理事、職員、評議員以外の者から選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任している。2人の監事を任命しており、平成23(2011)年度4回開催した理事会への出席率は平均88%であった。私立学校法の規定に基づき置いている評議員会は、寄附行為において諮問機関として位置付け、理事会で審議する事項のうち寄附行為で諮問事項としている案件について理事長に意見を具申している。評議員は、理事会が推薦し評議員会において選出した者、本学卒業生及び学識経験者で理事会において選出した者により構成することとなっている。平成23(2011)年度は3回開催し、出席率は平均69%であった。

大学の管理運営については、学長、教務部長、学生部長及び附属図書館長が決定権限に基づき意思決定しようとする場合、特に重要な案件について企画会議で内容を協議し合意を得ている。このうち学則に定める事項は教授会の議に付している。

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長及び学長等の意思決定にあたり、教職員からの要望、提案を考慮する体制をとっている。教職員からの提案は、大学運営の各一部分を担当している15の常設委員会のいずれかにおいて検討し、学長に具申された意見を企画会議において協議・確認した上で、必要に応じて学長が教授会の議に付した後、意思決定する仕組みになっている。

#### (1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人の管理運営については、理事長が理事会の開催及びその審議内容を決定している。理事会には、監事が2人のうち1人は必ず出席しており、また、理事会の審議事項に関して評議委員会が意見具申を行っており、相互チェックが適切に行われている。

大学の教学運営は、学長の意思決定のもとに行われている。その意思決定に当たり、企画会議への協議、教授会の審議、学内委員会からの意見具申の制度を確立している。

法人及び大学の連携協力関係については、合同会議の開催により相互の意思疎通を図り、運営管理上の諸問題を円滑に解決している。

また、学生からの要望は基準 2-7-②（42 ページ）に述べている大学生活に関する調査や学生委員会を通しての要望を、教職員については、合同会議小会議での要望、教職員の提案書・要望書による意思表示を、法人及び大学の管理運営に取り入れている。以上、トップのリーダーシップとボトムアップとのバランスのとれた運営を行っている。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事会を初め法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションの円滑化を図るために、教授会、各委員会の議事録等を会議終了後速やかに大学内の共有フォルダに掲載している。今後は全教職員の閲覧を徹底し学内情報の共有化を推進する。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### 《3-5 の視点》

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

法人の日常業務は、理事会からの包括的授権に基づき常任理事会が決し、理事長が執行を指示する体制をとっている。総務担当の常任理事及び教学担当の常任理事が理事長の命を受け、その任に当たることとしている。

事務局は、法人事務局と大学事務局を分離せず両者の機能を一体化した組織として編成し、少数精鋭の人材を有効に配置して活用する体制をとっている（図 3-5-1）。事務局は開発部、法人部の2部及び財務会計課等の8課で構成しており、事務局長が理事長の命を受け事務局の事務を処理し、所属職員を指揮監督している。このうち教学に関する事務を担当する3課には教授が兼務する部長職を置き、前記 3-3-①で述べたとおり、部長職である教務部長、学生部長、附属図書館長に権限委譲による決定権を付与している。この決定に際しては、①経営に影響を及ぼす案件、②学生の人権に関わる案件、③事務的判断を要する案件等は事務の専門家である事務局長の了解を得た上で決定する仕組みとしている。教授会及び教学関係の各委員会の事務を事務局各課が担当し、会運営の企画・進行管理を行っている。教授会は学長を議長とする全学教授会のみであり、大学の運営の重要事項を審議する組織であることから教授のほか、事務局長及び事務局課長を構成員としている。事務局内の運営は、職員の精鋭少数配置の中で事務処理の更なる効率化を図るため部課長会議を週1回開催して連携協力を行い、効果をあげている。会議を開催できない場合は、電子メール等でこれに代えている。全職員は毎日朝礼を行い、職務上の問題点の共通理解

を図っているととも、職員相互の啓発の場になっており、職場の雰囲気向上をもたらしている。

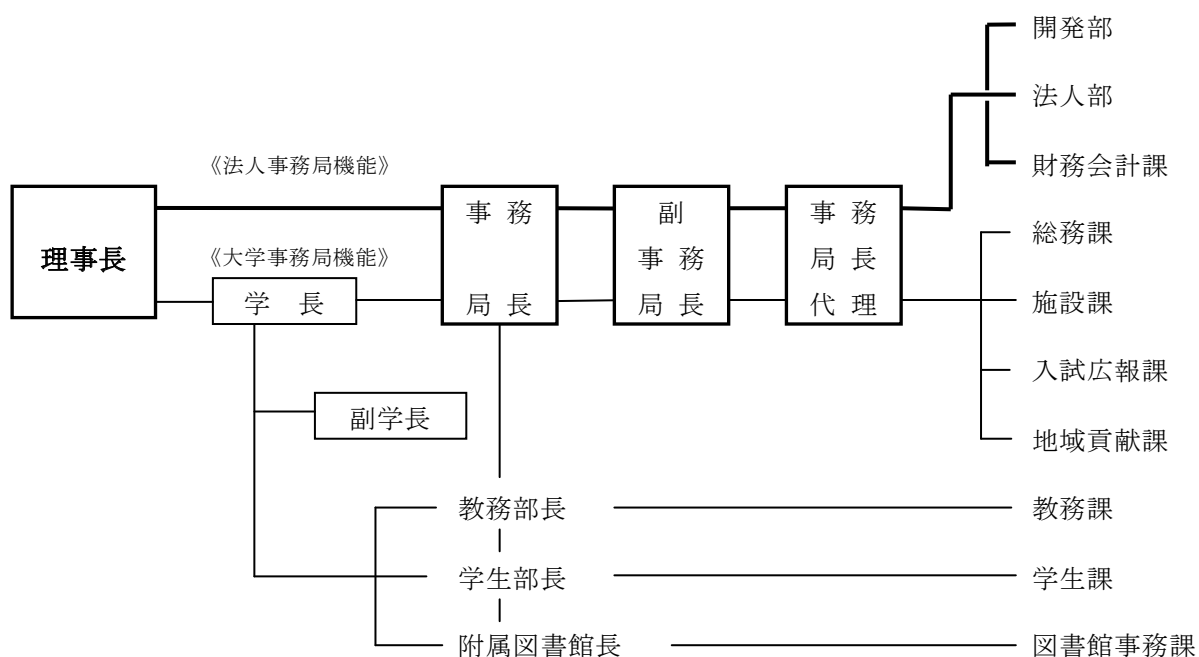


図 3-5-1 事務局組織図

### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務局の日常的な業務管理は、理事長をトップとする事務局組織の体系に従い実施している。無駄、不合理、法令抵触等各部課の業務に生じる課題については、包括的に事務局総務課（課長・総務担当理事）が分掌し、関係部門と協議の上、理事長決定により改善している。改善点は、即時、メールにより理事長通達として全部門・全教職員に周知し、実施ベースにのせている。事務管理の原点となる職員の日常業務は、日々、業務報告書を提出させることによって把握している。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

教職員には、大学における教員と職員の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすことを指導している。職員については、この役割を達成させるため、組織としての事務力向上を目指し、組織力の基礎となる職員個々の資質向上のため日常業務に関連付けた研修を行うよう職員研修体系を策定している。日常業務を管理しながら個々の到達レベルに見合った研修ができるためのものである。体系の骨子は、①経営意識の涵養と日常業務への反映、②事務処理の基礎知識と実務への応用、③事務改善意欲啓発と能力向上、④企画力・政策提言のための自己啓発、⑤部課長級職員の業務管理能力の向上、⑥情報処理能力の向上、である。研修課題は、日常業務を見ながら必要性の高い内容について効果的な方法で行う。方法は、講義形式、演習形式、課題レポート形式、自己啓発形式及びOJT（On - the - Job - Training：職場での実務を通じて行う職員の教育訓練）による。職場での現任研修の場合は主に「実務密着型」の研修を実施することとし、「課題レポート形式」「自己啓発

形式」「OJT」の方法を中心として実施する。平成 23(2011)年度は次の研修を実施した。

## 1. 職場研修

- (ア) 大学における教員と職員の役割分担（講義）
- (イ) 事務総合研修「仕事への取り組み姿勢」（趣旨説明の上、各自課題を設定。実務での実践結果をレポート提出）
- (ウ) 事務処理研修「文書入門編」（講義。各自実務での実践結果をレポート提出。）

## 2. 職場外研修

外部団体の主催する大学経営、大学事務等に関する講習会、研修会に職員を参加させ、意識・能力の向上を図っている。平成 23(2011)年度は「大学マネジメントセミナー」、「内部監査体制の構築と強化」、「問題教職員への対応と処遇のあり方」、「教員評価の制度化と運用上の留意点」等 15 回の講習会、研修会を受講した。

### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

就業規則には、服務心得及び服務規律が整えられている。事務組織は事務組織規程に部課制が定められており、各部課にはその目的を達成するため必要な職員が適切に配置されている。学科増設や学生数増加に対応して職員の補充採用も業務に支障のないよう迅速に行われている。また、ジョブローテーションによって一人の職員が複数の業務をこなすことができるよう工夫がなされている。

職員の資質の向上は大学運営において重要な課題と認識している。職員の能力開発が大学の発展に必要不可欠であるため、研修を体系的に行うこととしている。

### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質向上のため職場での研修の充実を図ることはもちろんのこと、職場外研修会への積極的な参加を継続的に実施していく。また、職場外研修においては、職員の職務内容の違いから研修参加者に偏りのないよう工夫する。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 18(2006)年に医療と芸術の融合を開学の理念に芸術学部と健康科学部の 2 学部 2 学科で開学した本学は、今年で創立 6 年を迎え、日々建学の精神を実現するべく努力すると同時に、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立するために不断の努力を払っている。

平成 23(2011)年には、先に繰り返し述べているとおり、健康科学部に 3 番目の学科とし



看護学科を設置し、現在では2学部4学科を要する陣容となっている。これまでの健康科学部の入試競争倍率は安定的に推移しており、入学者の増加によって、表3-6-1のとおり、毎年学生納付金が増加している結果、学生生徒等納付金の帰属収入に占める割合である学生生徒等納付金比率は、平成18(2006)年度以降80%台後半以上を記録しており、全国平均に比べても高い水準となっている。収支のバランスは、消費収支比率が平成22(2010)年度に97.1%と100%を切り黒字化を達成した。資産の着実な増加は見られているが、負債比率は平成21(2009)年度、平成22(2010)年度と100%台前半となっているので、財政上の運営は、今後適切に行っていく必要がある。平成22(2010)年度からは私立大学等経常費補助金の交付を受けており、財務上の運営はより強固なものになる。

表 3-6-1 学生納付金の推移（単位百万円）

摘 要	平成 19(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度	平成 23(2011) 年度
学生納付金	576	937	1,254	1,482	1,587

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の安定した財務基盤については、表3-6-1を見たとおり、過去5年間は毎年増収となっており、平成22(2010)年度に消費収支が黒字化したことを併せて考えると、収支のバランスは確保されている。

#### (1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

#### (2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、創設期から役員を初め教職員全員が一丸となって、教育研究の目的を達成するために必要な財政基盤を維持し、現状において最適な収支バランスを考慮した運営を目指し日々課題に取り組んでいる。こうした取組みへの努力は、人件費比率の抑制、学生生徒等納付金比率の向上に現れているものと思われる。今後も教育研究経費比率の向上と管理経費比率の抑制に努め、法人全体における黒字化の定着に向けて、更なる財政基盤の確立に努めていく方針である。また、会計処理においては「学校法人会計基準」に沿って行われており、定期的実施される公認会計士、監事による監査により、その適正さを確認している。

#### (3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

予算管理を徹底するなど、収支のバランスを考慮した運営に今後も努める。なお、安定的な経営基盤を構築するため、入学定員の確保が最重要課題であることに変わりはないが、中長期的には、大学院の設置も入学定員確保の大きな要因であると考えている。学校運営の基盤を強化する目的も含めて、在学生についても授業内容の向上と併せて、基準2-7で実施している学生生活全般に対する手厚いケアを行うことにより退学者を減少させ、収容

定員の維持を図るとともに、将来に向かって、入学定員の充足と安定した学生納付金の確保に努める。浦安キャンパスにある教育施設の更なる整備拡充を進め、また、了徳寺大学スポーツパークの効果的な利用を進めることで、学生生活の満足度を高め、併せて地域社会への貢献にも資することを目指す。将来的な大学院の設置や学部学科の更なる充実を図ることによって、より一層教育の向上と財務基盤の強化を図る。

### 3-7 会計

#### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、「学校法人了徳寺大学経理規程」及び「経理規程施行細則」、「学校法人会計基準」を遵守し、適切に実施している。予算案は、事務局の各部課からの予算要望を総務課が取りまとめるが、各部課及び各学科・各センター等の所属長から予算についてのヒアリング後に作成し、理事長（評議員会及び理事会）の承認で成立する。

予算の執行は、所属長・総務課長・財務会計課長・事務局長・理事長の承認を経た後、財務会計課で行われ、予算残額の管理についても所属部課及び財務会計課で行われている。予算と著しく乖離がある決算額の科目については、補正予算を編成している。これらの会計処理については、本学が契約している公認会計士の指導のもとで行なわれている。

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、「学校法人了徳寺大学監事監査規程」、「学校法人会計基準」に則りを遵守し、厳正に実施している。公認会計士による会計帳簿書類及び計算書類の監査を期中並びに期末に受けている。また、監事は評議員会及び理事会に出席し、大学運営の政策やその執行内容について意見を述べている。

##### (1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の予算執行における会計処理については、公認会計士、監事等による監査を受けている。

##### (3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人了徳寺大学経理規程」及び「経理規程施行細則」、「学校法人会計基準」に則り、今後とも適切な会計処理を行うと同時に、業務の拡大に対応した人員の確保や組織の整備を含む体制の構築に取り組んでいく方針である。

### **【基準3の自己評価】**

基準項目 3-1～3-7 の自己判定に基づき、基準3を満たしている。

#### **1. 基準項目 3-1 について**

本学は大学設置の目的を具現化するために学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の大学の設置、運営に関する法令を遵守している。環境保全、人権、安全を配慮し、安全で快適に学修、教育、研究、就業ができる環境を提供している。教育情報はホームページに公表しており、財務情報は閲覧の請求があった場合に閲覧に供している。

#### **2. 基準項目 3-2 について**

理事会は大学の開学の理念を具現化するため、学則及び諸規定を制定し、管理運営を行っている。

#### **3. 基準項目 3-3 について**

学長等の職責及び決定権限を規定した「了徳寺大学事案決定実施要綱」に基づき大学意思決定組織を整備し、権限及び責任を明確にしている。また、学校法人の経営に影響を及ぼす内容については、理事長の承認を受けている。

#### **4. 基準項目 3-4 について**

理事会と大学執行部との意思の疎通を図るため、「合同会議」を開催している。開学の理念のもとに理事長及び学長がリーダーシップをとっている。また、教職員の要望や提案を検討・協議できるよう15の常設委員会を置き、必要に応じて教授会で審議する仕組みになっている。

#### **5. 基準項目 3-5 について**

事務組織については、大学の目的を達成するため、少数精鋭の人材を有効に活用、配置している。また、職場研修、職場外研修へ積極的に参加し、資質の向上、能力開発を恒常的に行っている。ジョブローテーションも実施し一人の職員が複数の業務をこなすことができるよう工夫している。

#### **6. 基準項目 3-6 について**

学生数の増加によって、毎年学生納付金が増加している結果、学生納付金比率が比較的高い水準となっている。消費収支比率が平成22(2010)年度に100%を切り黒字化を達成し、最適な収支バランスを確保している。今後は、教育研究経費比率の向上と管理経費比率の抑制に努め、財政基盤の確立を目指す。

#### **7. 基準項目 3-7 について**

本学の会計処理は、公認会計士の指導のもと、諸規定に則り適切に実施している。会計監査については、諸規定に則り、監事が理事会及び評議委員会に出席し、厳正に実施している。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、平成 20(2008)年度制定した「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」に則り行っている。これに先立ち平成 18(2006)年 4 月開学後直ちに自己点検・評価委員会規程を制定し、自己点検・評価の基本方針及び具体的内容を検討することとしていた。

平成 22(2010)年度に、財団法人日本高等教育評価機構にて認証評価を受審することが決定し、その評価基準に沿った項目を設定している。

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価の体制は、図 4-1-1 のとおり理事会のもとに自己点検・評価委員会を中心に行っている。自己点検・評価委員会は、規程に基づき学長を委員長に、各学部長、教養教育センター長、教務部長、学生部長、附属図書館長、理事会から選出された理事により構成している。また、委員会の任務を遂行するために、本学の教育研究活動に係る事項についての大学評価を行う教育研究部会と、管理運営活動に係る事項についての大学評価を行う管理運営部会を置いている。教育研究部会には基準項目ごとにワーキンググループをつくり、各委員会、担当部署に関係する教職員が点検に当たっている。

自己点検・評価委員会の下部組織として、学長、事務局長、理事を中心に編集会議を組織し、原稿の確認・修正を頻繁に行っている。編集会議では、自己点検・評価委員会で話し合う議題のための準備や委員会で決定された事柄の細部の調整も随時行っている。

自己点検・評価委員会は月 1 回の定例会議（表 4-2-1）を行っている。また、自己点検・評価に関する教職員研修会の実施や、学外での各種研修会へ職員の派遣を通して、自己点検・評価活動の充実及び人材の育成を行っている。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

委員会を開催して自己点検・評価活動を行い、報告書作成までの準備日程等について検討した。平成 20(2008)年 9 月に規程を改正して委員会を再編成し、今日の準備作業に至っている。大学評価は毎年度実施し、原則として 3 年ごとに報告書を取りまとめることとしている。

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的に沿った基準項目を大学独自に設定し、平成 23(2011)年度より自己点検・評価活動を行っている。評価に関する学内組織も整備している。その周期についても、自己点検・評価を毎年実施し報告書は原則として 3 年ごとにまとめることとなっている。

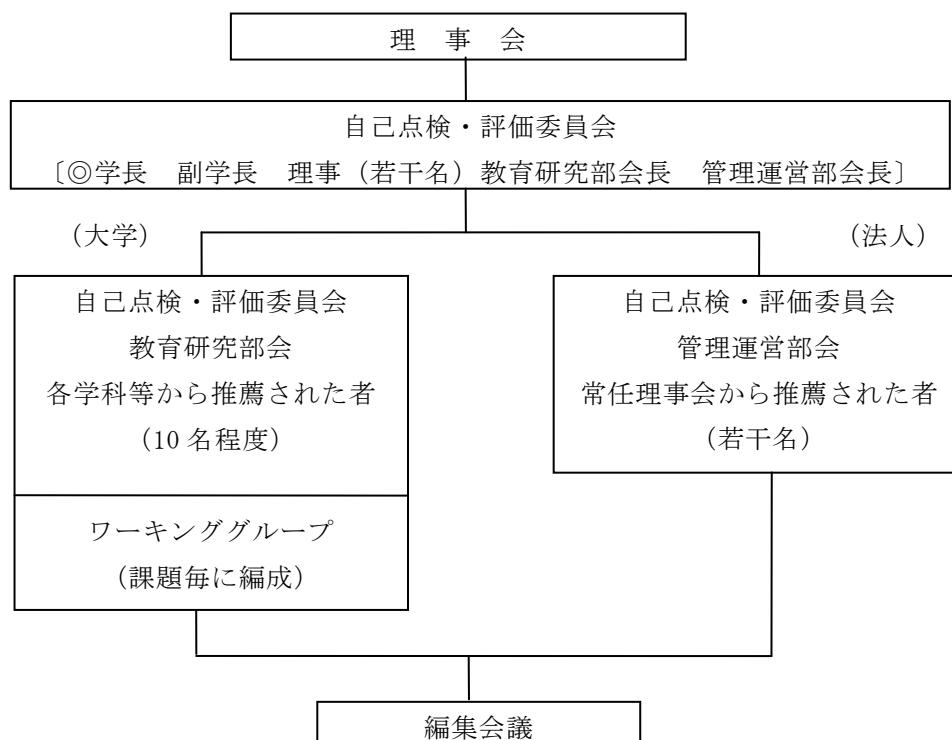


図 4-1-1 了徳寺大学自己点検・評価組織図

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり本学の自己点検・評価活動は、平成 20(2008)年度より毎年自己点検・評価の準備を進めているが、報告書については 3 年ごとに発行することとしている。教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するためには、自己点検・評価活動の報告書の発行サイクルの検討が必要となってくる。

今後とも、積極的に自己点検・評価に取り組み、学生の満足度の向上や開学の理念の具現化を目指す。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2 の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、平成 23(2011)年度よりエビデンスに基づいた透明性の高い評価を行っている。

毎年作成している基本データは 5 月 1 日現在で各関係部署の代表者が責任をもって作成し、それらのデータを総務課で管理し、今年度の自己評価にもそれを用いている。各評価項目のワーキンググループの責任者は自己点検・評価報告書の原稿をを作成すると同時に、根拠となる資料・データも同時に作成している。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

開学当初における自己点検・評価活動は、部分的なものにとどまり、学内の活動を全て



網羅するものではなかった。したがって、各会議等で報告される資料・データも、断片的なものにとどまり、とりわけ継続的な変化を追跡して収集・分析する機会に乏しかった。

しかし、平成 23(2011)年度は 4 月より自己点検・評価委員会を定期的で開催している(表 4-2-1)。報告書作成にあたり、9 月には第 1 回目の報告書の原案と報告書作成時に使用した資料・データとを各関係部署が作成した。

その後、作成した原稿は編集会議にて確認・修正し、各執筆者を加えた拡大自己点検・評価委員会にて不適切部分を指摘し、原稿を修正することとした。これらの作業を繰り返すとともに、現状把握のために調査活動、資料・データの収集と分析によって、事実を適切に記述した報告書を完成させた。

表 4-2-1 平成 23(2011)年度自己点検・評価委員会

	開催日	主な議題
第 1 回	4 月 28 日 (木)	自己点検・評価報告書の作成について
第 2 回	6 月 23 日 (木)	日本高等教育評価機構の研修会報告について
第 3 回	9 月 29 日 (木)	提出された原稿についての加筆・修正等 (1 回目)
第 4 回	10 月 27 日 (木)	提出された原稿についての加筆・修正等 (2 回目)
第 5 回	12 月 22 日 (木)	基準 5 の考え方について
第 6 回	1 月 26 日 (木)	基準 5 の案及び実績について
第 7 回	2 月 23 日 (木)	『平成 23 年度自己点検・評価報告書』の確認事項について
第 8 回	3 月 29 日 (木)	『平成 23 年度自己点検・評価報告書』の発刊について

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

平成 22(2010)年度以前は、自己点検・評価活動が部分的にとどまり、社会への公表がなされていなかった。

平成 23(2011)年度の『自己点検・評価報告書』の作成を機会に、自己点検・評価を継続的な活動とし、蓄積されていく資料・データを大学内はもちろん社会への公表を積極的に行うこととした。

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

平成 22(2010)年度以前は、自己点検・評価活動が定例会議・学外研修への参加のみで、報告書としてまとまっていなかったが、『平成 23 年度自己点検・評価報告書』を発行し、学内にて自己点検・評価の結果を共有し、ホームページにて社会へ公表する。

また、自己点検・評価に用いられる資料・データは各関係部署にて作成され、事務局総務課にて収集と分析がされている。本学ではこれらの資料・データに基づき透明性の高い自己点検・評価活動を行っている。

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23(2011)年度より、自己点検・評価活動を活発化させ、開学後初めて報告書発刊に至った。

自己点検・評価に必要な資料・データの収集・蓄積は各関係部署が行い、事務局総務課にて取りまとめているが、日ごろから資料・データを収集し蓄積しておく体制を整え、系統的に分析した上で、今後の学内での共有はもちろんホームページ等で結果を公開し、社会へ積極的に公表していく。定例の会議、教職員の学内研修や学外研修への参加をとおして、教職員の中に「自己評価をしてそれに基づいて改善方策を行っていく。」という意識を築いていく。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 《4-3 の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学はまだ開学して 6 年目であり、現在、自己点検・評価そのものを使った PDCA サイクルはできていないが、今後の PDCA サイクルは、平成 23(2011)年度の自己点検・評価の結果を踏まえ、仕組みを確立し次年度以降の教育活動等に活かしていく。

本学の教育目的を達成するためには、個々の教員の努力はもとより、学部・学科としての教育目標、授業目標を明確にし、その目標実現のためにカリキュラムの編成及び授業科目の開設を行い、その趣旨に沿って授業内容・方法を改善・工夫し実践していくことが必要である。そのため本学では PDCA サイクルとして次の 2 点を行っている。

第一の例として、本学では教育活動の中心である授業の質的向上を目指し、開学当初より授業評価アンケート（現名称「授業改善アンケート」）を実施している。アンケートの詳細については基準項目 2-8 に記載のとおりである。シラバス、授業改善アンケート、自己評価としてのリフレクションペーパーで、教育力向上のための PDCA サイクルを表 4-3-1 のとおり実施し、本学の教育目標の達成度や改善点を次年度以降に活かす、連続性のある仕組みとなっている。

また、第二の例としてはカリキュラムの検討がある。現行のカリキュラムについては、開学以来改正を行っていなかった。開学より 6 年間、開学の理念・教育目的に基づき充実した授業科目を提供してきたが、さらに現状に満足することなく、全学科においてカリキュラムの見直しと検討を行った。結果として平成 24(2012)年度より健康科学部理学療法学科の「基礎・臨床医学科目」「理学療法専門科目」、整復医療・トレーナー学科の「基礎・専門医学科目」「専門科目」を改正し実施する。さらに、平成 25(2013)年度には、全学科の教養教育科目についてもカリキュラム改正を予定しており、カリキュラム検討特別委員会を中心として検討を進める。

以上のように、PDCA サイクルを意識した運営を行っている。

表 4-3-1 教育力向上のための PDCA サイクル

Plan (計画)	毎年度、授業担当者は授業ごとにシラバスを作成し、授業科目についての「総合学修目標」、「個別学修目標」、「授業計画」、「テキスト」、「成績評価方法」を学生に分かりやすく明示している。シラバスを作成することにより、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整が可能になり、次年度以降の授業改善にもつながっている。
Do (実施)	教員はそれぞれ作成したシラバス沿って授業を行い、随時進行状況を確認し修正を加えながら進めている。そして、授業科目ごとに定められた単位数及び時間数の授業を行い、授業終了後に定期試験を実施しそれぞれ成績を認定している（詳細については、前述の基準項目 2-4）。
Check (評価)	各科目の最終授業時には学生による「授業改善アンケート」を実施することにより、授業に対する意見を学生に求め、大学として教育目的の遂行と教育効果の確認を行っている。また、授業改善アンケート結果は、各担当教員への配付はもちろん、学内掲示、学内 WEB 掲示板にて公開している。
Action (改善)	担当教員は授業改善アンケート結果と学生の自由記述を確認・分析し「リフレクションペーパー」を作成している。平成 23(2011)年度より、リフレクションペーパーに授業改善アンケートに対する教員のコメントを記入し、学内 WEB 掲示板にて公開している。また、授業改善委員会が中心となり、学内研修会、学内ワークショップ及び公開授業の開催や、学外研修会等への積極的な参加によって教育力向上を図り、次の Plan (計画) へとつなげている。

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

全学組織として授業改善委員会を発足させ、教育改善に関する取り組みを進めている。また、開学当初より授業改善アンケートを実施し教育改善を図っている。カリキュラムについても、平成 24(2012)年度以降改正し、大学の目的の具現化を目指している。

PDCA サイクルによる教育改善は、開学時より開始した。各学部及び教養教育センターは、教育改善の取り組みを通じて組織的・継続的に教育効果を高める取り組みを行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学は教育の質を保証し、学習成果の適切な評価を基盤とした学位の質を保証する責任があり、PDCA サイクルによる教育改善をより一層進めていく。

### **【基準4の自己評価】**

基準項目 4-1～4-3 の自己判定に基づき、基準4は満たしている。

#### **1. 基準項目 4-1 について**

開学時より、使命・目的に沿った自己点検・評価を行うこととし、学内の評価体制を整えた。自己点検・評価を毎年実施し、3年ごとに報告書としてまとめる予定である。

#### **2. 基準項目 4-2 について**

基準項目ごとにワーキンググループをつくり、委員会、担当部署、関係する教職員が根拠となるデータ・資料を検討し、それに基づいて点検報告書を作成し、総務課で管理している。平成22(2010)年度まで社会への公表はされていなかったが、平成23(2011)年度より、自己点検・評価報告書を発行し、学内にて結果を共有するとともに、ホームページで社会に公表している。

#### **3. 基準項目 4-3 について**

PDCAサイクルを用いた教育改善に関する取り組みとして、開学時から学生による授業改善アンケートを実施し、授業内容・方法を改善・工夫している。カリキュラムについても見直しと検討を行い、平成24(2012)年度から理学療法学科の「基礎・臨床医学科目」、「理学療法専門科目」、整復医療・トレーナー学科の「基礎・臨床医学科目」、「専門科目」を改正し実施することとした。教養教育科目は、平成25(2013)年度改正に向けて現在検討中である。

了德寺大学 自己点検・評価委員会名簿

平成 23(2011)年度委員

委員長 (部会長)	成 田 篤 彦	学 長 (教育研究部会)
副委員長 (部会長)	松 原 光 徳	常任理事 (管理運営部会)
副 委 員 長	磯 野 達 也	教 授
委 員	佐 々 木 宏	教 授
委 員	細 谷 惠 志	教 授
委 員	坂 口 國 男	教 授
委 員	石 丸 圭 莊	教 授
委 員	佐 藤 み つ 子	教 授
委 員	坂 上 昇	教 授
委 員	加 藤 宗 規	教 授
委 員	野 田 哲 由	教 授
委 員	増 田 敦 子	教 授
委 員	杵 島 洋 人	准 教 授
委 員	柴 田 滋 子	助 教
委 員	佐 伯 信 二	教 務 課 長
委 員	高 橋 利 光	情報処理副センター長
委 員	鎌 滝 英 里 子	教 務 課 員
委 員	田 辺 路 恵	総 務 課 員
委 員	吉 岡 大 地	総 務 課 員